

## 第8 学識経験者（江藤教授）のご指摘を踏まえた最終報告（素案）の再精査について

今回、地方自治制度に見識をお持ちの山梨学院大学の江藤俊昭教授からこれまでの委員会の取り組みに対するご指摘とコメントをいただいております（平成22年10月号月刊ガバナンス124-125頁、平成22年10月16日第24回議会制度検討委員会）、それを踏まえた当委員会としての再精査及び再確認が必要と考え、その考え方を以下に示す。

なお、江藤教授からは、この最終報告案について、市民への説明責任を果たす上で、大変重要なものであり、このような取り組みを真摯に行っていることは素晴らしいことであり、今後も継続して取り組まれることを希望するとのごコメントをいただいたことをあわせて報告する。

### 【江藤教授の指摘事項及びそれを踏まえての再精査・再確認】

#### 1 平成22年10月号月刊ガバナンス124-125頁の指摘事項

- (1) 第1点目は、議会・議員活動の「自己将来像」と「実態」との関係についてである。議会・議員活動の自己将来像は、従来の議会には飽き足りない、不満を持った住民に対してはマニフェストの意味がある。とはいえ、議員活動は、平成19年度、平成20年度の実態を基準としているために、従来の議会に不満を有している住民を説得させることは困難ではないか。

⇒ 議員報酬モデル額を説明する前提として、議員活動日数モデルを算出しているが、中間報告（平成21年10月）では、平成19年度及び20年度の実績を基準としたところであり、中間報告の内容を前提とすれば「従来の議会に不満を有している住民を説得させることは困難」とのご指摘はまさにそのとおりと受け止めている。

しかしながら、その後、平成21年11月以降の検討に当たっては、平成19年度及び20年度の実績値だけではなく、平成21年度の活動予測値も踏まえて試算（P24参照）し、さらに、その後の議員活動日数モデルの修正に当たっては、平成22年度の新たな活動要素も加味して再検討及び再試算（P31～P50）を行ったところである。

したがって、最終報告における議員活動の範囲及び量は、議会基本条例を踏まえた政策形成サイクルの実践をしている、現時点の活動を基準としたものであり、議会基本条例制定前のような従来の議会に不満を有していたであろう住民に対しても一定の説明と理解を求め得る可能性は有していると受け止めているところである。

一方で、現在の当市議会の議会活動・議員活動は、外部からの一定の評価を受けているものの、市民からの理解・評価は決して十分なものではないことから、今後、市民との意見交換会における説明に当たっては、それらの点についても理解が得られるよう十分留意していきたい。

なお、検討当初の時点（平成21年1月頃）では、量・質ともに十分とはいえない議会・議員活動の現状にあったため、議会基本条例や政策形成サイクルを踏まえた、今後のあるべき活動像を明示していきたいとの意図で「将来像」との表現を採用したものである。

一方、その後の当市議会の議会・議員活動は、この2年弱の間で、急速に活

性化し、量的にも増加してきたところであり、当該最終報告書の最終確認に当たっては、その活性化している現在の状態を最小限の活動量として評価しているところである。

すなわち、議会活動・議員活動の範囲・量の意味は「将来のあるべき姿」から「現状の姿」へと変質してきたものである。

なお、「現状の姿」とはいえ、現在の活性化した議会・議員活動の状況は、検討当初の時点から見れば「あるべき姿」に近いものであり、そうした活動を今後も継続し、さらには拡充していくことを宣言するという意味では、市民への約束という議会のマニフェスト的な意義は、引き続き有していると受け止めているところである。

- (2) 議員活動の積み上げ方式を採用しているために、設定する単価の高低はともかく時給方式と容易に結びつくのではないか。

⇒ 議員活動換算日数モデルは、議員活動の範囲という定性的な事項を踏まえて、議員報酬モデル額という定量的な試算を行うための、いわば媒介的な変数として採用したものであるが、このような前提条件のもとで原価方式を採用する場合は、「単価×日数」が基本算式となるため、ご指摘のとおり、「時給（日給）方式」的な考え方を内包する結果になるものとあらためて認識しているところである。

こうした認識を踏まえ、あらためて、平成 21 年 10 月の中間報告を考察すると、議員活動モデル日数は、上記のとおり平成 19 年度・20 年度の議会・議員活動量を基準とする一方で、「議会・議員活動の将来像」との表現を使用してきたため、「将来において議員報酬を算定するための方式」という理解・解釈は十分可能であり、その意味では、ご指摘のとおり、「会津若松市議会は、時給（日給）方式により議員報酬を算定しようとしている」との理解をされても仕方がなかったと受け止めている。

そのようなご指摘を踏まえれば、今般の議員報酬モデル額の試算に当たり、原価方式を採用した意義・理由は、あらためて整理・確認する必要があると考えているところである。

それは、議員報酬の定義は「議員活動という役務の対価」であるところ、「高い」との批判を受けていた議員報酬の根拠や妥当性を説明するためには、役務の内容について、定性（範囲）及び定量（活動量）の 2 面にわたる分析をすることが必要と考えたことにそもそもの第一の意義があったということである。そして、その意義は最終報告の現時点においても変わるところはないと考えている。

したがって、議員活動換算日数モデル及び原価方式については、議員報酬モデル額を議員活動の範囲及び量の 2 面から説明するための方式であって、今後、将来に向けて、会津若松市議会議員の実際の議員報酬額を、個々具体的に算定するための方式ではない、ということはこの最終報告書の段階で、あらためて確認しようとするものである。以上より、時給（日給）方式を採用する考えはない旨をここで確認するものである。

(3) 積み上げ方式は、それぞれの議員活動の積み上げを行う手法とも近接し、議員ごとに異なる報酬額の確定にも至るのではないか。

⇒ 中間報告の内容では、ご指摘のような理解・解釈が十分可能であり、その意味では、中間報告の内容や説明ぶりは十分なものではなかったと受け止めているところであり、あらためて説明したい。

それは、(2)で述べたとおり、議員活動換算日数モデル及び原価方式については、議員報酬モデル額を議員活動の範囲及び量の2面から説明するための方式であって、今後、将来に向けて、会津若松市議会議員の実際の議員報酬額を、個々具体的に算定するための方式ではない、ということをおあらためて確認しようとするものである。以上より、議員ごとに異なる報酬額を算定する考え方はない旨をここで確認するものである。

(4) 選挙時の基準ではない別の基準での報酬額の差別化は問題である。そこで、会津若松市議会をみると、原価方式により185日を算出したことは理解できるが、しかしながら、市長の月収との比較から議員報酬を導き出す手法ではなく、別の発想を採用すべきではないか。

⇒ 原価方式は、基本的には、評価対象の要素毎に原価を直接的に求め、積み上げていくことが基本であろうが、実際には、全てを直接的に算定することは困難であり、その場合には、他のなんらかの項目を採用せざるを得ない場合もある（なおその際は当該他の項目との様々な差は適切に補正する必要がある）。

こうした中、今般、原価方式の援用に当たっては、市民から質問の多い矢祭町議会日当制モデル及び市長との給与月額との比較モデルの2つの方法を採用し、議員報酬モデル額を試算したが、市職員の給料月額に基準を置く前者モデルよりは、議員と同じ公選職である市長の給料月額を基礎とするモデルの方がより説明力が優れているとの判断をしたものである。

これまでの検討経過も含め、現時点では、議員活動の範囲及び量を踏まえて、議員報酬モデル額を説明するためには、原価方式に抛らざるを得ず、かつ、その中でも、市長給与を基準とする手法を採用したものであるが、原価方式や市長給与比較モデルが「最善の策」という認識ではなく、他の方式（比較方式及び収益方式）との比較では相対的に説明能力が優れるという位置づけ、すなわち、「次善の策」との認識で、検討を進めてきたところである。

議員報酬モデル額のより望ましい導出方法については、議員活動の範囲及び量のモデルのあり方も含め、学識経験者の専門的知見の活用や市民との継続的な意見交換を重ねながら、今後とも引き続き検討していきたい。なお、原価方式などの方式は、あくまでも、議員活動や議員報酬に関する市民への説明責任を果たすための説明の道具の一つであって、実際の議員報酬額を個々具体的に算定するための方式ではないことは(3)と同様である。

- (5) 第2点目は、市民との意見交換会の参加人数が少ないことである。議論を周知させる手法の開発が早急な課題である。

⇒ 市民との意見交換会は、これまで合計4回（15会場×4回＝のべ60回）開催してきたが、ご指摘のとおり、これまでの参加人数は多くはないと受け止めている。しかも、各会場ごとに4回の意見交換会を行っているにもかかわらず、今般の検討モデルに対する理解も必ずしも十分な理解を得られているわけでもなく、議会や議員のあり方、それとの関係を踏まえた議員報酬や議員定数のあり方については、難しいテーマであるとあらためて認識しているところである。しかしながら、このテーマは、議会が市民の新たな信頼と理解を得ながら自信を持って活動していくためには極めて重要なテーマであり、難しい内容だからこそ、基軸としている市民との意見交換会（地区別）では今後とも継続して意見交換テーマとしていく必要があると考えており、今後とも、参加人数アップには意を用いていきたいと考えている。

また、その他の手法については、分野別意見交換会の活用、さらには、議会・議員活動や議員報酬・定数を考えるためのフォーラムの開催なども含め、市民各界各層から、より多様でより多くの参加をいただける方法を、並行して検討していきたい。

## 2 第24回議会制度検討委員会での指摘事項（平成22年10月16日）

- (1) 最終報告で強調されている全体最適性という視点は重要である。個々にばらばらではなく、それぞれが関係していることを表している。その際には、議会改革の論理は、行政改革とは異なることに留意し、論じるべきである。行政改革は、効率性の追求であり、サービス水準を下げなければ削減は可能ということになる。しかし、議会改革の論理は、地域民主主義の実現にある。このような視点を踏まえ、最終報告書に明言していくべきだ。
- (2) 日数モデルを設定し、議員報酬モデルを算定した。これは日当制や議員ごとに異なる報酬につながらないか心配である。説明では、議員報酬は役務の対価であることを説明するために原価方式をとったものであり、それを日当制や議員ごとの報酬算定につなげるものではないというが、そうやったらと言われたら困るのではないか。そうならないよう、媒介項が必要ではないか。それは、169日議員活動をするとということであれば、夜だけではできない。昼間やらざるを得ないと、普通の会社員は会社を辞める必要がある。そうであれば、まずもって生活給が必要であることを強調すべきである。その際の基準は、市長と議員は直接住民が選んだ公選職であり、同様に責任は重いということから、説明してはどうか。そうしたほうが、単に日当制や議員ごとの報酬にはつなげないという説明だけよりは、強調できるのではないか。
- (3) モデル日数「169日」が現状の活動で、今後もやっていかなければならない活動であるとして明らかにしたので、実際に議員活動を住民に明らかにすることが必要になると考えられる。北海道福島町議会のように議員自らが目標をたて、その自己評価を明らかにするといった、例えば「議員白書」のようなものが将来必要になるのではないか。将来住民はそれを見て選挙で判断することになると思う。

- (4) モデル日数 169 日は、今後の地方分権の進展で、増える可能性があるのではないか。そのときに、連動して議員報酬は増えるのか。活動量は増えても報酬は増額しないというのか、または他の条件整備として住民が議員活動を支える方策など考えておく必要があるのではないか。
- (5) 住民との関係で、意見交換会の参加人数が少ないので、フォーラムなどの開催の予定があるのであれば、ぜひやって欲しい。その中で、住民自治のためには、議会が大事で、そのためには報酬が大事なんだと積極的にやって欲しい。  
そのうえで、議会の報告書の議論はわかるが、議員と住民の関係が固定化されている。議員活動は議員がやるものとあるが、住民が議員活動を積極的に支援していく、政策提言をするというようになれば、議員の活動が変わるのではないか、市民を巻き込んでいくという視点が必要である。
- (6) 議員報酬は、現行の議員が活動をするために必要であるとの趣旨で記載がされているが、現在の議員のためだけではなく、多くの市民が、普通の市民が議員になるためには、これくらいの金額が現状では必要であるということではないか。そうでなければ、会社をやめてまで議員にはならない。この議員報酬モデルは、市民が政治に係わるという開かれた議会という意義を表していると考え、その指摘が必要ではないか。

## 第9 全体最適性を踏まえた最終確認

以上、第2から第7までにおいて、6つの検討項目、すなわち、①議会活動、②議員活動、③議員活動換算日数モデル、④議員報酬、⑤政務調査費及び⑥議員定数について、それぞれを独立して検討してきた、その経過と結果を説明してきた。

一方、これらの検討項目については、それぞれが独立して存在するのではなく、相互に関連しあっていることから、検討当初より、最終的にはこれらの全体最適性を踏まえた検討を行うこととしてきたところである（P1-2）。

そこで、第9では、全体最適性の観点を踏まえつつ、上記6項目のそれぞれについて、最終的な整理及び確認をしていくものである。

なお、以下の最終整理及び確認に当たっては、第8の山梨学院大学江藤俊昭教授からの専門的指導・助言を踏まえ、理論的な再精査・整理を行うとともに、御教示頂いた今後の検討課題等もあわせて提示していくものとする。

### 1 全体検討フレームの確認

#### (1) 全体検討フレームの確認

- ① 具体的検討項目として議会活動・議員活動・議員報酬・政務調査費・議員定数の5項目を対象とし、さらに、議員活動と議員報酬の媒介として議員活動換算日数モデルを加えて、6項目を個別具体的に検討することとした。
- ② 市民意見を「叱咤と激励」と受け止めたことから、検討に当たっては「議員報酬・議員定数の削減ありき」では検討しない、ということの基本姿勢とした。
- ③ その上で、「議会活動・議員活動のあり方」と「その対価としての議員報酬等の額」を「モデル」として市民に「提案」という、基本的な姿勢と枠組みを重視した。
- ④ モデルについては、理論・実証分析及び議員間・市民間議論を通じてモデルの妥当性を検証し、最終的な結論を導出するという手順を設定した。
- ⑤ このような基本的な姿勢と枠組み・手順は、「議会・議員活動のあり方」という形で市民に表明し、その対価としての「議員報酬」、「議員定数」、「政務調査費」を明らかにする、という意義・効果を期待してきたところである。

#### (2) 行政改革と議会改革との論理の違いの再確認

江藤教授からは、議員報酬・議員定数を検討する前提として「行政改革の論理は最小の経費で最大のサービスをという効率性の実現であるのに対し、議会改革の論理は地域民主主義の充実・実現であり、両者は異なる」という教示を受けた。

今般の検討フレームでは、上記(1)②のとおり、「議員報酬削減、議員定数削減ありきでは検討しない」ことを、検討当初から確認・宣言しているが、これは、「経費の削減という効率性を検討するにしても、それは第1次的なものにはしない」という意味であって、行政改革の論理は最優先しないことを明示したものと見える。

一方、議会改革の論理は、上記(1)③のとおり「議会活動及び議員活動のあり方を市民に提案する」という点、あるいは、議会機能を高める見地からの議員定数の検討した点などにその認識の一部は見られるものの、「住民の意見を聞き、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現する」との地域民主主義の観点は、検討プロセスにおいては

必ずしも明確ではなかった。

そこで、以下の各検討項目の最終確認に当たっては、この「地域民主主義」の観点も踏まえて、再整理等を行いながら確認していきたい。

## 2 各検討項目の確認

### (1) 議会活動の確認

#### ① 基本的な議会像の確認

会津若松市議会が目指し、かつ、現在では実践している議会像は、会津若松市議会基本条例第2条に規定している議会の活動原則のもと、①市政に対する監視機能及び政策立案機能をもつと同時に、②議会への市民の直接的な参加を組み込み、住民自治の促進を通じて、市民の負託に応え得る議会である。

#### ② 将来像の意義の変質 ～ 検討当初の議会像と現在の議会像の意義の違い

第8のとおり、江藤俊昭教授からは「検討モデルにおける将来像と実態との関係が不明確」との指摘があり、将来像の意義をあらためて整理・確認したところである。

検討当初の時点（平成21年1月頃）では、量・質ともに十分とはいえない議会・議員活動の現状にあったため、議会基本条例や政策形成サイクルを踏まえた、今後のあるべき活動像を明示していきたいとの意図で「将来像」との表現を採用していたところである。一方、その後の当市議会の議会活動は、この2年弱の間で、急速に活性化してきたところであり、そのような「現在の姿」は、その活動の量・質ともに、約2年前に目指した、議会の将来像に近いものと受け止められる。

すなわち議会像（将来像）は、この間の一連の議会改革の取り組みによって、「将来のあるべき姿」から「現在の姿」へと変質してきたものであることをあらためて再整理・認識したところであり、その点をここで最終確認しようとするものである。

#### ③ 議会のマニフェストとしての議会像の再確認

なお、現在の姿とはいえ、現在の活性化した議会・議員活動の状況は、検討当初の時点から見れば「あるべき姿」に近いものであり、そうした活動を今後も継続し、さらには拡充していくことを宣言するという意味では、市民への約束という議会のマニフェスト的な意義は、引き続き有していると受け止めているところである。

#### ④ 会津若松市議会の基本機能

協働型議会＝民意吸収機能＋監視機能＋政策立案機能

#### ⑤ 会津若松市議会の具体的な議会活動の範囲

- 1) 地方自治法に基づく会議・委員会（A）については、法律に基づくものであり、議会活動として認められることを確認した。
- 2) 協議又は調整の場（B）については、「⑥議員全員協議会・⑦各派代表者会議・⑧広報広聴委員会」は、会議規則に位置付け、地方自治法第100条12項に基づく協議・調整の場であるが、一方、⑨から⑮の会議については、

協議・調整の場としての位置付けは行っておらず、いわゆる法定外会議であるが、議会基本条例に則った会議であり、議会活動に位置付けることを確認した。

A 「会議・委員会」（地方自治法第96条～第102条の2）

- ① 本会議
- ② 常任委員会（4委員会）
- ③ 特別委員会（決算）
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣（福島県議長会研修会等）

B 「協議又は調整の『場』」（地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含めた場及び法定外会議。現時点では⑥、⑦及び⑧のみ法定化。）

- ⑥ 議員全員協議会
  - ⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例
  - ⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例
  - ⑨ 常任委員会協議会（4委員会）
  - ⑩ 政策討論会（4分科会） ※議会基本条例
  - ⑪ 政策討論会（全体会） ※議会基本条例
  - ⑫ 政策討論会（議会制度検討委員会） ※議会基本条例
  - ⑬ 市民との意見交換会（地区別） ※議会基本条例
  - ⑭ 市民との意見交換会（分野別） ※議会基本条例
  - ⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例
- } 「会議規則に規定」  
平成20年9月定例会一部改正

(2) 議員活動の確認

会津若松市議会議員の議員活動については、会津若松市議会基本条例第3条に規定する「議員活動の原則：（議員の職責）」のもと、議員活動の公務性を検討しながらその範囲を確認してきた。その内容については、次のとおりである。

① 領域A（会議・委員会における議員活動）

会議・委員会は、法的な議会活動であり、その会議・委員会に出席し、活動することは当然に「公務性のある議員活動」といえるものであり、議員の職務である。

② 領域B（協議・調整の「場」における議員活動）

協議・調整の場における⑥～⑧の会議については、地方自治法第100条第12項を受け、会議規則に規定した法的な会議であり、その会議に出席し、活動することは当然に、「公務性のある議員活動」であって、議員の職務である。

なお、⑨～⑮の会議については、会議規則における協議・調整の場に規定していないが、会津若松市議会基本条例に根拠を持つ会議であり、その意味では、これらの会議に出席し、活動することも「公務性のある議員活動」であって、議員の職務である。



③ 領域C（領域A及び領域Bに付随する議員活動（会派活動を含む））

会議・委員会（領域A）及び協議・調整の場（領域B）に付随する議員活動とは、領域A及び領域Bの会議等において、議案審議や一般質問、政策研究、政策立案等を行うために必要となる「事前準備」に関する「全ての活動（会派で行う活動を含むが、政党活動・政治活動は除く。）」である。

付随する議員活動（領域C）については、市民意見を踏まえ、さらに、質問原稿作成や議案精読などの「会議に直接的に付随する活動（C'）」と、質問準備のための現地調査や質問準備のための調査研究などの「会議に間接的に付随する活動（C''）」に細分化したところである。なお、このC'及びC''については、会議等（領域A・B）との関係の強弱や職務としての必要性の高低は異なるものの、定性的にはいずれも、領域A・Bに付随する議員活動と評価できることから、領域Cとして位置付けたところであり、両者の程度の差については、(3)で述べる議員活動換算日数モデルにおいて、活動時間（日数）の差として反映させたものである。

以上より、領域Cの議員活動なしには、領域A及び領域Bの正式な「会議等」が運営し得ないことから、付随する議員活動としての領域Cについても、「公務性のある議員活動」に位置付けることとし、議員の職務としたものである。

④-1 領域X（市民からの相談、各種団体への出席する活動）

市民から受ける各種相談・区長会など各種団体への出席は、通説としてその活動に公務性は認められていない。しかし、これらの活動は、会津青年会議所のアンケート調査及び都道府県議会制度研究会の研究成果物では重要な意義を有していることが指摘されている。こうした点を踏まえ、これらの活動についても公務性の付与を認めるべきと考えて、一定の条件を検討したところである。

その条件とは、議員が住民と接触活動（市民からの各種要望・相談等）を行う場合、そこで得た情報を議員個人の情報とすることなく、その情報を議会（議長）に報告し、その市民意見が議会内の政策情報として蓄積され、かつ、その後の政策形成サイクルにのせられていく、というものである。このような手続きを実現することで、市民からの要望・相談活動などは、議員個人の活動から議会活動の一部を構成する活動へと変化することにより、公務性が付与され、その結果、議員の職務になるというものである。

なお、市民から受けた要望を単に執行機関に取り次ぐ行為は、議員の職務には含めていない点に留意が必要である。

④-2 領域X（市主催行事への出席）

市主催行事への出席については、市の構成はいわゆる執行機関（市長や教育委員会など）と議事機関（議会）であり、議会の構成員たる議員が市の主催（共催）する公の行事に出席することに公務性を認めることとし、議員の職務としたものである。

※ 議員活動の範囲（議員の職務）を議会機能との関係等で整理すると、次のとおりである。

### 【議員活動の範囲】

- ① 領域Aのうち本会議に係る審議及び「団体意思等の確定」（議決）  
議会の会議においては、議員間の自由討議を重んじ、慎重かつ十分な審議を尽くすとともに、その結果を団体意思又は機関意思の確定に反映させること。
- ② 領域Aの本会議等における「監視」等（一般質問、調査権、検査権等）  
執行機関による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ、公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視するとともに、必要に応じ是正措置を促し、又は代案を提示すること。
- ③ 領域Aの会議等における「評価」（一般質問、決算委員会等）  
団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促すこと。
- ④ 領域Aにおける政策形成のための企画・立案（政策条例等の企画・立案）  
市の政策形成のための企画・立案を行うこと。
- ⑤ 領域Bのうち「議案審議」や「政策形成」に必要な協議・調整の場（政策討論会等）  
議案審議や政策形成のために、議員間討議を中心とした協議や調整を行うこと。
- ⑥ 領域Aの議会運営委員会及び領域Bのうち「議会運営」に必要な会議や協議調整の場  
議会の適正かつ効率的な運営・管理を行うために、議会運営委員会や各派代表者会議に出席すること。
- ⑦ 領域Bのうち「市民との意見交換会」  
市の政策形成のために必要となる市民との意見交換会に出席すること。
- ⑧ 領域Aや領域Bに付随する議案調査、情報収集、調査研究等（領域C）  
審議に必要な議案調査や政策形成に必要な情報収集、意向調査、調査研究などの活動を行うこと。
- ⑨ 団体意思の決定、監視、政策形成などを行うために必要となる市民相談、意見交換などを行うこと。（領域X）
- ⑩ 市が主催する記念式典その他の公的行事に出席すること。（領域X）

### 【今後の課題】

なお、(3)でも触れているとおり、江藤俊昭教授からは、議員が市民から政策的な支援を受けることにより、議員活動の範囲も変化する可能性がある点を指摘いただいたが、今般の議員活動の範囲の検討に当たっては、そのような市民との関係性を踏まえた相対的、動態的な分析までは行うことはできなかった。そのような視点を具体的な検討モデルにどのように組み込むかも含め、今後の検討課題としていく必要があると考えられる。

### (3) 議員活動換算日数モデル

#### ① 議員活動換算日数モデルの必要性の再確認

議員報酬の定義は「議員活動の役務の対価」であることから、議員報酬を検討する前提として、「役務」の内容を「定性及び定量」の両面から明らかにする必要があるが、(2)の議員活動の範囲は定性的な事項である。

議員活動換算日数モデルは、議員活動の範囲という定性的な事項を踏まえて、役務を定量的に説明する事項として、かつ、議員報酬モデル額という定量的な試算を行うための媒介的な説明事項として採用したものであり、ここにその必要性があったものである

② 日数モデルの中間報告「1,480時間＝185日」から「1,352時間＝169日」への修正理由

中間報告では、平成19・20年度の活動実績から将来の議員活動像を明らかにすることを考え、議員活動の類型等を考慮しながら、「議員活動換算日数モデル1,480時間＝185日」と算定したところである。

その結果をもって臨んだ第4回市民との意見交換会（平成21年11月）では、市民から「日数モデルの妥当性」についての指摘があり、委員会として議員活動換算日数モデルの再精査・検証を行うこととしたものである。

この日数モデルの再精査に当たっては、平成19年度及び20年度の実績値だけではなく、平成21年度の活動予測値も踏まえて試算し、さらに、当委員会委員有志による議員活動実態調査を実施しながら、平成22年度の新たな活動要素も加味するなど、議会基本条例施行後の様々な議員活動の実績を反映させながら再検討及び再試算を行ったところである。その結果、「議員活動換算日数モデル1,352時間＝169日」と修正したところである。

なお、修正の過程では、領域A・Bの活動日数は増加したものの、領域Cは中間報告で重複計上されていた項目等の整理により日数が減少したところであり、これらの相殺の結果として、1,480時間＝185日から1,352時間＝169日へとモデル日数が減少したものである。

③ モデル日数の意義の変化の確認 ～ 将来像から現在の姿へ

第8のとおり、江藤俊昭教授からは「検討モデルにおける将来像と実態との関係が不明確」との指摘があり、モデル日数についても、将来像の意義をあらためて整理・確認したところである。

この最終報告における議員活動換算日数モデルは、中間報告で報告したような議員活動の「将来像」という意味ではなく、議会基本条例に基づく現在の最低限の議員活動量という「現状の姿」を日数モデルとして明示したものと変化していることを確認するものである。

これは、検討当初の時点（平成21年1月頃）では、量・質ともに十分とはいえない議員活動の現状にあったため、議会基本条例や政策形成サイクルを踏まえた、今後のあるべき活動像を明示していきたいとの意図で「将来像」との表現を採用していたところであるが、その後の当市議会の議会活動は、この2年弱の間で、急速に活性化してきたところであり、このような「現在の姿」は、その活動の量・質ともに、約2年前に目指した、議員活動の将来像に近いものと受け止められる。

すなわち議員活動日数モデルは、この間の一連の議会改革の取り組みによって、「将来のあるべき姿」から「現在の姿」へと変質してきたものであることをあらためて再整理・認識できたところであり、その点をここで最終確認しようとするものである。

④ 議会のマニフェストとしての議員活動モデル日数の再確認

現在の姿とはいえ、現在の活性化した議員活動の状況は、検討当初の時点から見れば「あるべき姿」に近いものであり、そうした活動を今後も継続し、さらには拡充していくことを宣言するという意味では、市民への約束という議会のマニフェスト的な意義は、引き続き有していると受け止めているところである。

⑤ モデル日数を採用することによる日当制的な発想への懸念

江藤俊昭教授からは、日数モデルは、日々の活動を積み上げていることから、議員報酬の日当制的な考えにつながるのではないかとの指摘を受けている。

議員活動換算日数モデルは、前述のとおり、議員活動の範囲という定性的な事項を踏まえて、議員報酬モデル額という定量的な試算を行うための、媒介的な変数として採用したものであるが、このような前提条件のもとで原価方式を採用すれば、「単価×日数」が基本算式となり、モデル日数が「日数」となることから、指摘のとおり、日当制的な考え方を提示する一面を持つ。加えて、中間報告では「将来像」という表現をしていたため、「会津若松市議会は、将来的には、日当制の方法で議員報酬を算定しようとしている」との誤解を受けかねない懸念があるとあらためて認識したところである。

そこで、モデル日数については、議員活動の範囲及び量との関係で議員報酬を説明するために採用した考え方であって、将来に向けて、会津若松市議会議員の実際の議員報酬額を、個々具体的に算定するために採用したのではない、ということはこの最終報告書の段階で、あらためて確認しようとするものである。

【今後の課題】

① 江藤俊昭教授からは、現状の姿として 169 日との日数モデルを設定しているとのことだが、これは、議員が単独で活動することを前提としているものであろう、一方で、市民が議員を支援すれば議員活動量が減少するのではないか、あるいは、今後ますますの地方分権の進展があれば議員活動量は増加するのではないかという指摘を受けたところである。一方で、一般の議員活動の範囲の検討に当たっては、そのような市民との関係性を踏まえた相対的、動態的な分析までは行うことはできなかったところである。

よって、モデル日数については、議員単独の活動として検討するだけではなく、市民との関係性や議会・議員を取り巻く状況も踏まえた検討が必要であり、そのような視点を具体的な検討モデルにどのように組み込むかも含め、今後の検討課題としていく必要があると考えられる。

② また、「現在の姿」としてのモデル日数とはいえ、その提示は、今後も現在の議員活動の範囲及び量を維持・拡充する旨を宣言することでもあるから、今後は例えば、北海道福島町議会のような議員評価など、議員白書的なものを通じた情報提供が必要との指摘も頂いている。

この「評価」という考え方は、議員報酬モデル額の試算に当たり直接的な適用は見送った収益方式においても、市政への貢献度評価という形で示し、その考え方を参酌していくとの方針とも整合するものであり、議員活動のあ

り方については、今後とも、情報提供・共有が必要な項目としてとらえ、そのあり方を継続的に検討していく中で、研究課題としていくことが必要と考えられる。

#### (4) 議員報酬モデル

##### ① 議員報酬モデルの試算額と最終確認における議員報酬モデル額

議員報酬モデルについては、議員活動換算日数モデルをもとに、①原価（積算）方式（日当制・全国町村議会議長会検討案）、②比較方式（類似団体等との比較）、③収益方式の考え方をそれぞれ比較検討した。3つの方式の中では相対的には説明力に優れる「全国町村議会議長会検討案」を次善の策として採用し、試算した結果、中間報告では議員報酬モデル 860 万円（上限）と当初設定したところであるが、その後の議員活動換算日数モデルの精査・検証に伴い、「770 万円（上限）」に修正したところである。

さらに、議員報酬モデル 770 万円（上限）については、今般の検討モデルにおける原価方式の援用により算定した議員報酬のモデル額であって、現実の個別具体的な算定手法ではないため、これを直ちに議員報酬モデル額にするという性質のものではない。そこで、議員定数で検討したとおり、本市の現在の行財政状況も考慮し、現行の議員報酬額「750 万円」とすることとしたものである。

##### ② 議員活動の原価方式の採用は日当制と容易に結びつくのではないか。

今般の議員報酬モデル額の試算に当たり、原価方式を採用した意義・理由は、議員報酬の定義が「議員活動という役務の対価」であるところ、「高い」との批判を受けていた議員報酬の根拠や妥当性を説明するためには、役務の内容について、定性（範囲）及び定量（活動量）の2面にわたる分析をすることが必要と考えたことにそもそもの第一の意義があったということであり、その意義は最終報告の現時点においても変わるところはないものである。

原価方式については、議員報酬モデル額を議員活動の範囲及び量の2面から「説明するための方式」であって、今後、将来に向けて、会津若松市議会議員の「実際の議員報酬額を、個々具体的に算定するための方式ではない」、ということはこの最終報告書の段階で、あらためて確認するとともに、制度としての日当制等を導入する考えもないことをあわせて確認するものである。

##### ③ 議員報酬モデル額の3つの意義

最終確認に当たり、江藤教授の専門的指摘・助言を踏まえ、議員報酬モデル額の意義について、あらためて整理・検討したところである。

第1には、議員活動換算日数モデル 169 日（169 日×8 時間＝1,352 時間）という議員活動量を踏まえれば、その活動は昼間の時間帯で、常勤的に行わなければならないものと考えられ、一般的には、議員活動をしながら、被雇用者として会社に勤務することは不可能と思われる。そうであれば、議員として活動していくためには、議員報酬以外には生活の手だてはないため、議員報酬は、議員活動をしながら生活していけるだけの金額、いわゆる生活給的な水準が必要である、というものである。

第2は、生活給的な水準が必要だとしても、上記のような報酬水準が必要な

のか、という指摘が考えられるが、今回のモデルでは、市長給与を基準として算定している。それは、議員も市長もそれぞれの役割は異なるものの、両者ともに同じ住民の選挙で選ばれる公選職としての位置付けにあり、議員の職責及び職務の重要性に鑑みたからである。

第3は、地域民主主義の実現には、議会及び議員の役割が大きく、かつ、永続的な取り組みが求められることに鑑みれば、議員の職責及び職務の重要性は、現在、議員を務めている者だけに求められるものではなく、将来、市民の代表として議員になる市民、さらには、その代表を選ぶ側の市民にとっても重要であるはずである。よって、そのような重要な職務（役務）の対価である議員報酬もまた、現在の議員の議員活動を支えるためのものという意味だけではなく、これからの議員（将来の議員）になる市民を支えるために必要なものであり、そのためには、議員報酬以外でも生計を維持し得るような特定の層だけではなく、多様な層の市民が、安心して議員選挙に出れるような一定の議員報酬水準が必要であるという意味をも有するというものである。

#### ④ 行政改革の論理・視点からの議員報酬削減について

一般の検討モデルでは、議員報酬については行政改革の論理や削減ありきとの考え方は採らずに検討してきたが、一方でこの間、現実的には、いわゆる行政改革の論理による一定の削減は進めてきたところである。

それは第1には平成15年8月に発表した「会津若松市行財政再建プログラム」を受けて、平成16年1月から議員報酬の5%をカットし現在も継続しているというものである。

さらに、第2には毎年福島県人事委員会における職員の給与に関する勧告（人勧）を踏まえ、市長などの特別職の期末手当の支給率の改正とあわせて議員の期末手当についてもその都度改正し、一定の削減を図ってきたというものである。

#### 【行財政再建プログラムによる議員報酬月額のカット】

	議長	副議長	議員
平成8年4月1日	582,000円	540,000円	506,000円
平成16年1月1日	553,000円	513,000円	481,000円
カット額	29,000円	27,000円	25,000円

#### 【人勧による議員報酬年額の推移】

年度	議員報酬年額 (円)	期末手当月数	内期末手当額 (円)	対19年度差額 (円)
平成19年度	7,676,760	3.30	1,904,760	—
平成20年度	7,665,216	3.28	1,893,216	▲11,544
平成21年度	7,503,600	3.00	1,731,600	▲173,160

#### (5) 政務調査費

政務調査費の性格については、第二の議員報酬ではないことを法制度上及び実態上の両面から確認したところである。その結果、本市議会における政務調査費の用途については、大きな問題はなかったところである。

なお、政務調査費の用途については、市民の誤解を招きやすいことから、政務調査費の目的である「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付される」ことに十分配慮することが必要であり、その際には、裁判例や他自治体の監査報告などの情報も参考にすべきものとしたところである。

政務調査費の額については、そのときどきの財政事情や社会経済情勢を考慮しながら対応してきているところから、各派代表者会議で予算編成にあわせて検討をお願いすることとした。

以上より、現実問題として、予算の枠もあるため、現行の月額3万5千円を政務調査費の額とするものである。

#### (6) 議員定数

議員定数については、市民参加力及び議会・議員支援力という資源とともに、貴重な議会資源の一つとしてとらえたいうえで、これら3者によって、いかに議会機能を維持・向上させていくことができるか、という視点から検討することを基本として、俯瞰的・本質的な検討を行い、さらに、その後の現実的な検討に当たっては、議会機能の生命線は議員間討議であることを重要視し、議員間討議ができる議員数を議員定数の重要な基準として採用したところである。

その結果、第1に、俯瞰的・本質的な検討では、本市議会では、10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会にする決め手はないことを確認した。その上で、第2に、現実的な検討に入り、現行30人については、人数的には幅を持たせた検討が必要という提案があったことから、「24人・28人・32人」の場合を検討したが、24人案は委員会中心主義下における議員間討議が機能低下を招くという理由で妥当ではないとされるとともに、議長が委員会に所属しないことから、「29人・33人・30人」との3案を検討することとしたものである。

この3案は、それぞれのメリット・デメリットもあり、案の段階で一義的に絞り込むよりは、それらを踏まえたより多様な議論が望ましいとの見地から、委員会として一案に絞り込むのではなく、政策討論会・全体会に3案を提示し、全議員による協議・決定をいただきたいと考えたところである。

### 3 市民との関係を踏まえた全体最適性の向上に向けて

今般の検討に当たっては、議会・議員の現状報告からはじめ、議会活動・議員活動のあり方を踏まえたうえで、議員報酬・議員定数・政務調査費の根拠・あり方を検討し、中間報告などを通じて、市民との意見交換会を行いながら、検討を進めてきたところであり、その結果、市民意見を踏まえて、議員活動日数モデルや議員報酬モデルの修正など一定の取り組みを行ってきたところである。

一方、この間の課題としては、第1には、市民との意見交換会への参加人数が少なく、また、今般の検討モデルに対する理解も必ずしも十分なものではないという点が挙げられるが、議会・議員のあり方、議員報酬・議員定数については、難しいテーマであるとあらためて認識しているところである。

第2には、今般の中間報告及び最終報告の検討を通じて、議会活動や議員活動は議員が単独で行うものという前提が強く、その結果、議員と住民の関係が固定化されているという点が挙げられるが、市民が議員を支援する、市民が議会に政策提言をするなど、市民から議会への支援というルートをより明確に意識していくことの重要性をあらためて認識しているところでもある。

今後は、このような課題を総括しつつ、議員・議会活動と議員報酬・定数との関係にかかる全体最適性の維持・向上の方向性や方策をどのように考えていくかが問われてくる。

第1には、議員・議会活動と議員報酬・定数の問題は、一部自治体の紛争等の報道により一般に馴染みがある一方で、理論・制度等も重要な分野であるという2面性を有するため、議論テーマとしては、難しいテーマであるが、地域民主主義の実現の上でも避けて通ることはできない重要なテーマである。

したがって、このテーマについては、今後とも、引き続き、当市議会が基軸としている市民との意見交換会（地区別）はもとより、分野別意見交換会や議会・議員活動や議員報酬・定数を考えるためのフォーラムの開催なども含め、市民各界各層から、より多様でより多くの参加をいただける方法を並行して検討していくことが必要である。

第2は、市民と議会・議員との相互関係の明確化である。議会・議員は、会津若松市において、地域民主主義を実現するうえで極めて重要な役割を有するため、その視点で必要とされる議員報酬・議員定数についても同様に重要な問題であり、行政改革の論理により削減ありきで検討すべきものではない、という基本姿勢の維持・充実である。

その上でこの重要性については、まず第1には、現在における議会・議員と市民との間で共有したうえで、両者が双方向で意見交換や政策提言を行い、協働型議会の機能向上を図ることが必要であると考えられる。

さらに、第2には、時間軸の視点も踏まえ、議会・議員のあり方と議員報酬・定数は、現在の議員だけではなく、将来の議員（市民）にも重要な問題であり、現在と将来を通じて地域民主主義を実現していくための貴重かつ重要な資源である、との認識を共有しながら、今後とも継続的に、議会・議員と市民とが共に考え、その答えを導出していくことが必要であると考えられる。



## 第10 委員会としての討論・採決

以上、当委員会において検討してきた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について、最終報告（素案）としてその取りまとめを行ったところであるが、一部委員からその内容について同意できない旨の意見があったところから、その内容について報告する。

### 1 討論（反対）

議会制度検討委員会は、市民との意見交換会で議員報酬や議員定数に最も多かった意見を受けて何らかの政策形成するために設置されたと理解している。

市民の大方の趣旨は、議会も議員報酬や議員定数について自ら削減を図る改革が必要との趣旨と理解している。自分もその必要性があると考えている。市民の声に迎合するのではなく、地方自治改革を進めていくうえで、その先の公務員待遇の見直しも不可避な大きな課題であり、その改革に着手するためにも、議員こそ自ら率先垂範の立場にあると思っている。

そのため、削減ありきではないとして検討をしてきた、当委員会の基本姿勢とは大きく異なるものといえる。とは言いながらも、私個人の待遇ということではなく、今日の素案の説明にもあったように、これから新たな市民が議員になるという視点、そして持続的に議会がその機能の維持向上を目指すという視点から、議員報酬や議員定数のあり方という基本部分を疎かにせず、検討してきたつもりである。

以上のような観点から、かつ市民への説明責任という観点に照らして議員報酬と議員定数について、最終報告（素案）と次のとおり考えが異なるので、反対する。

まず、第1の議員報酬については、議員報酬の算定が原価方式により市長の給料を基礎として、議員活動換算日数モデルを乗じて議員報酬モデルの妥当性を説明しているが、次の点で市民の理解を得られないと考える。

1点目は、市長給料と一日単価を同一に算定しているが、公選職という同一性はあっても、その職責の大きさ、質の違いから同一の単価というのは疑問が残る。

2点目は、市長の給料は、時の市長により減額は大胆に実施されえるものであり、いってみれば普遍性の低い市長給料を単価の基準額とすることは、論理的に根拠が薄い。

3点目は、議員換算日数は増加の傾向にある。将来において議員報酬の引き上げの論理的な根拠として今回の案が安易に利用されることが懸念される。

4点目は、領域Xの活動を議会活動の範囲とするという定義づけは同意するが、議員報酬の算定にその活動時間を入れることは、市民の理解は得られにくい。

5点目は、原価方式による議員報酬算定は、基準単価の問題や議員活動換算日数の不確実、不透明性を有しており、その説明は極めて困難である。そういった意味では議員報酬から歳費に転換すべきである。

議員の議会活動と生活を保障するための適切な単価の水準という考え方こそ、これからの議会にとって必要であり、歳費とすることで地域経済の実態や市の財政構造・状況に機敏に反映させることが可能である。これは、類似団体との比較ではない、地域社会の経済や生活実態との比較方式の採用につながると考える。

次に、第2の議員定数についてであるが、1点目は、地域主権の構築の中で、基礎自治体の再構築が必要になるかもしれない。いわゆる新たな合併が今後あるかもしれない。そのときに、合併前と比較して圧倒的に少ない議員で、対応することとなる。したがって、本市議会が少数議会の経験を積み重ねることの意義は大きい。

極端な少数議会ではないが、現行議会の範囲内で削減可能との考えから、25名定数を提案する。2点目は、定数の検討に当たって、一委員会の委員数に着目して定数を考えてきたが、もう一方で、ぎりぎり可能な委員会数の検討も必要である。その検討を行わないのは、バランスを欠いている。類団にも、委員回数が3というのは、4分の1程度あるという事実を重く受け止める必要がある、というものである。

## 2 採決

以上の反対討論があったところから、当最終報告（素案）については、表決に付されたところ、賛成多数で原案のとおり決すべきものとされたところである。

### ※ 今後の進め方

「議会活動と議員定数等との関連性及びそのあり方について」の最終報告に向けた今後の検討スケジュールは、次のとおりである。

### ○ 今後の主な予定

平成 22 年 10 月 25 日 政策討論会・全体会

最終報告（素案）報告～質疑～議員間討議～討論～採決

最終報告（案）決定

11 月 8 日

～14 日 市民との意見交換会

最終報告（案）に係る市民との意見交換

11 月 19 日 議会制度検討委員会

市民との意見交換会を踏まえた最終報告（案）の調整

11 月 24 日 政策討論会・全体会

最終報告（案）の修正確認

最終報告の討論～採決

11 月 24 日 議会制度検討委員会

政策討論会・全体会を踏まえた事務調整

議長への最終報告書の提出

※12 月定例会 （必要がある場合）

議案提案、提案理由説明、質疑、討論、採決

## 第11 政策討論会・全体会の検討結果

### 1 最終報告（素案）について

「議会活動と議員定数等との関連性及びそのあり方について 最終報告（素案）」が、議会制度検討委員会から政策討論会・全体会に対し報告があったので、平成22年10月25日に全体会を開催し、会津若松市議会としての案とすることについて討論・採決を行った。その内容については、次のとおりである。

#### (1) 討論

##### ① 反対

1) 議会制度検討委員会は、市民との意見交換会で議員報酬や議員定数に最も多かった意見を受けて何らかの政策形成するために設置されたと理解している。

市民の大方の趣旨は、議会も議員報酬や議員定数について自ら削減を図る改革が必要との趣旨と理解し、自分もその必要性があると考えている。市民の声に迎合するのではなく、地方自治改革を進めていくうえで、その先の公務員待遇の見直しも不可避な大きな課題であり、その改革に着手するためにも、議員こそ自ら率先垂範の立場にあると思っている。

以上のような観点から、かつ市民への説明責任という観点に照らして、最終報告（素案）と次のとおり考えが異なるので、反対する。

議員報酬については、議員報酬の算定が原価方式により市長の給料を基礎として、議員活動換算日数モデルを乗じて議員報酬モデルの妥当性を説明しているが、次の点で市民の理解を得られないと考える。

1点目は、市長給料と一日単価を同一に算定しているが、公選職という同一性はあっても、その職責の大きさ、質の違いから同一の単価というのは疑問が残る。

2点目は、市長の給料は、時の市長により減額は大胆に実施されえるものであり、いってみれば普遍性の低い市長給料を単価の基準額とすることは、論理的に根拠が薄い。

3点目は、議員換算日数は増加の傾向にある。将来において議員報酬の引き上げの論理的な根拠として今回の案が安易に利用されることが懸念される。

4点目は、領域Xの活動を議会活動の範囲とするという定義づけは同意するが、議員報酬の算定にその活動時間を入れることは、市民の理解は得られにくい。

5点目は、原価方式による議員報酬算定は、基準単価の問題や議員活動換算日数の不確実、不透明性を有しており、その説明は極めて困難である。そういった意味では議員報酬から歳費に転換すべきである。

議員の議会活動と生活を保障するための適切な単価の水準という考え方こそ、これからの議会にとって必要であり、歳費とすることで地域経済の実態や市の財政構造・状況に機敏に反映させることが可能である。これは、類似団体との比較ではない、地域社会の経済や生活実態との比較方式の採用につながると考える。

2) 多くの市民は、時給7、8百円で働いている。1日に5、6千円の給料で働いているのが大半である。そういう中であって、議員は、時給5千円というべら棒に高い価格を示しており、到底市民の意見、納得を得られるものではない。

い。これから始まる市民との意見交換会において、当然そのことが強く指摘されると思う。市民の生活というものが今どういう状態にあるか、そういう状態の中で議員報酬はどうあるべきかということを考える必要がある。市民の生活と遊離した、全く乖離した議員報酬というものは有り得ない。なぜなら、市民の税金を我々はいただいているからである。そういうことから、この報告書にあるような1日4万円の日当というものは到底桁外れであり、市民の意見とあまりにも違いすぎると、こういう議会はいらないという、議員に対する市民、国民の不満というものは高すぎるということに表れると考える。市民とともに苦楽を共にする議会であれば、当然そのことに目をやらなければならないと考える。

また、議会の専門化が謳われているが、議会が専門職化していくということは、今後大きな憂いを残すことになる。いわゆる議員になるのは特別に与えられた高い専門性と、それから何よりも職業を持たない人がその資格を有するという事になれば、議会の本来の姿からは遠ざかってしまう。そういう意味から、議会の専門職としての今回の報告には賛同しかねる。

その他、今、市内を見渡すと、倒産、閉店、リストラ様々ございます。農家の所得も半分以下になっている。そういう状況の中で議員だけが特別扱いされるということは、到底許されない。この後の市民との意見交換会の中で出されるであろう疑問に対して反論できないような状況におかれていると、そういうことではならないという立場から今回反対をする。

## ② 賛成

- 1) 議会基本条例の前文には、二元代表制の主旨を踏まえ自己変革にあたっては、議事機関たる議会はず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという合議機関としての特性を最大限に生かし、そして、これを元に政策形成サイクルを作りながら、今行動してきている。

先ほどの質疑の中で明らかになったのは、今回の議員定数、報酬はこれはあくまでも市民に対して説明するための方式、道具であり、モデルであるということである。そして、そもそも議員定数、報酬その在り方について、なぜ我々が討論するのかということについては、第1回の市民との意見交換会に出された市民からのご意見である。定数は多いのではないか、削減が必要、また、報酬も削減すべきという、さらには、議員はどういう活動をしているのかという様々な議会活動に対する、議員活動に対する理解不足からである。

それを全体討論会も含めた分科会、そして、それを広報広聴委員会が整理し、議会制度検討委員会で議論されてきた。その中で議会基本条例第8条、議決責任が重要である。これは、条例第5条第1項の説明責任を果たす、そのためには、議員間討議をする、それが今の全体討論会である。それをやるためには、問題分析をする政策討論会、これは議会制度検討委員会である。そして、課題設定をする際には、広報広聴委員会であり、その議論をリードしたのが、江藤先生をはじめとする大学の先生方である。そして、中間報告にまとめ、第4回市民との意見交換会でご意見をいただいた。そして、その際、重要なことは、市民から出された185日、これがいいのか、報酬がこれでよいのかという議論に、議会制度検討委員会は再度その疑問に答えるべく調査活動をし、本日の全体討論会の報告になっている。一つひとつの事例を挙げれば、まだまだ調査

研究すべきところがあるようではあるが、今日の質疑を通して今回の素案については妥当と認識している。委員長も報告しているが、現在の議会だけでなく将来の会津若松市、そして、会津若松市議会がどうあるべきかということを検討してきた、これは新たな視点である。そういった意味では、今回まとめた議会活動と議員定数等との関連性及びその在り方をおして、将来に向けて会津若松市議会が更なる改革を進めていく、そういった指針になると考え、賛成する。

2) おそらくこの12月の議会で若松市議会は明治以来476回目の議会を迎える。その中で、この2年近い日数をかけて検討委員会がまとめてきたこの素案について、一つひとつ検証するには若干の問題点もあるかもしれないが、議員になってから議会の中でこれほど本気になって自分たちのことを検討したことはない。

過去110年の中でもなかったことではないかと考える。これが全てではないが、これをひとつのしっかりとしたモデル、テキスト、我々の教科書、そういう立場からこれは、しっかりと尊重しながら我々の議会活動につなげ、それを市民に説明する必要がある。そういう意味で皆さんにも同意を得てこれは最終報告としたいと思う。

3) この報告書の中で、今、議会に対して、あるいは議員に対して求められているものは何か、市民の正に負託された活動として行政のチェック機能であり、また、政策立案機能、それを遺憾なく発揮するために、議会としての役割が求められている、そういう指摘がされている。同時にその権能と機能を強化していくための報酬のあり方、そこについても今後現在の我々議員だけではなく、将来議員になろうとする市民の方々、そういった方々がしっかりとその役割を担っていく、それは専門性ではなく、専念しなければいけないという意味であって、専門性という言葉とは異なると理解しているが、この議会としては本来市民から負託を受けたその役割を発揮していくための報酬として、現状がどうなっているかをつぶさに調べた今回の素案については、正に説得力のある市民に対して説明を果たしうる内容になっていると考えることから賛成する。

## (2) 採決

以上の討論があったことから、最終報告（素案）については、採決に付されたところ、賛成多数で原案のとおり決すべきものとされたところである。

## 2 議員定数案について

「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について 最終報告（素案）」が、政策討論会・全体会で原案のとおり決せられたが、議員定数については、三案併記となっていたことから、全体会として一案に絞ることが必要となり、討論・採決を行った。その内容については、次のとおりである。

### (1) 討論

#### ① 採決そのものに反対

1) 機が熟していない。定数にまだはっきりとした方向性を見出せない。そのため、三案いずれについても意思表示ができない。よって退席する。

2) 議員定数を決定するに際しては、常任委員会の定数も視野に入れて検討する必要がある。制限付きの議会の議員の定数っていうのは有り得ない。そういう姿で採決をしようとしている状況には私は参加することができない。

#### ② 30人に賛成

1) 1年10ヶ月にわたって議会制度検討委員会が議論し、その間、中間報告も行いながら市民との意見交換会を開催し、その中で会津若松市議会基本条例に基づいた政策形成サイクル、これを行っていくには、非常に議員同士の議員間討議が非常に重要な位置づけにある。そこから、議員定数については、30人で了としたいと考えている。現時点の中で議員間討議にはついては1年ほど経過もしているが、これが7名が良いか、8名が良いかについては、まだ結論が至っていない。

さらに、30名とする根拠についてですが、今市民との意見交換会を開催している5つの班、6人の議員が、市内15箇所に分かれて意見交換会の説明をしているが、そういったことも踏まえて現状の30の定数を熟度をみながら、次のステップとして29が良いか、33が良いかという結論を導き出す必要がある。そういったことから、30名の定数について賛成する。

2) 様々市民の要望がある中で、人口減少というような状況も今私たちの周りにはある。そういった中において、市民全体の奉仕者、利益の代弁者という立場を私たち一人ひとりがもっていると同時に、地域の代表という側面も否めない。

そういった中であって、人口減少地域においては、議会に議員としての代表を送れないというような地域も出ている。この現状を考えたときに、やはり定数はなるべく、そういった様々な多様な市民の意見、地域の意見を吸い上げられる数がしっかりと確保されるべきと考える。同時に、議員として議員間討議、委員会において、その市民の立場、あるいは、論点争点を整理しながら議論をして市民の福祉の向上のため努めていく。そのためにも必要な数が確保されなければいけない。そういった中であって、現状の社会経済情勢を併せて勘案すれば、現行の30名がもっとも相応しいと考え、30人に賛成する。

3) 33人はありえない。北会津村、河東町と合併して3市町村の当時の定数

の合計は64である。これが合併して30になったというのが、19年の選挙である。議会改革というのは、今回で終わりということではなく、これは連続して行われる。我々のこの論議は、来年4月の改選の定数を視野にいれて討論されていると思う。そういった中で、合併後1回目の選挙で、定数30になったが、もう1回の選挙、2回の選挙を同じ定数のまま対応してもよい。この次の改選後に、あるべき姿論は、継続して検討してもらうことが必要である。

毎回選挙により、議員間の新陳代謝というのが起こる。その中で、議員間討議を行っているが、1期目のとき2期目のとき、3期目と経験を経ることによって、議論の流れというものが異なってくる。新陳代謝の中で、どう経験を生かしていくのかという引継ぎのところが重要と考える。そういった意味からでも、一定程度の議員数は議員間討議をする上において必要である。

### ③ 29人に賛成

1) 議員報酬については、検討された中で169日というような日数が出ていた。その中で、議員自体に余力があると一般市民の目線からすればあるのではないかと考える。そういう中で定数については、議員間討議ができる議員数が重要ということは同感である。その中で、7名ないし、8名ということになるが、現在、29名の現員数となっているが、4つの委員会でも7名で $4 \times 7 = 28$ にプラス議長1名となり29人となる。一番大事である議員間討議を確保することは、29人で十分である。また、人口が本市も非常にこの年々減少していること、財政状況、それらを総合的に勘案すれば、1名減と言うのもやむを得ない。

### ④ 三案すべてに反対

1) 会津若松市議会自らが求めた多様な市民の多様な意見を政策に反映し、真の地域民主主義の実現をさせるためには、これまでの定例議会、一般質問や各常任委員会における委員間討議の中における質疑で求めてきたように、全庁横断的な事業施策を行っていく必要があると考えている。本市の抱える様々な諸問題を横断的に解決するには、各議員が持っている専門的な知識や今まで培ってきた経験を生かして3つの常任委員会へと移行し、その機能を高めていく時期にきているものとする。しかし、常任委員会のあり方について、今回は諮問されておらず常任委員会のあり方が議員定数の決定に大きな影響を及ぼす可能性が残され、今後議論を深めていく必要があると判断することから、議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方最終報告素案のうち今回提案された29人案、33人案、30人案、そのいずれについても反対をする。

## (2) 採決

以上の討論があったことから、議員定数案については採決に付されたところ、30人案が過半数を超えた賛成多数となり、本市議会案と決したところである。

### ※ 採決状況

33人案：賛成なし、29人案：賛成5人、30人案：賛成19人、  
全部反対：3人、退席：1人

## 第12 「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告 について

今回、市民との意見交換会において、市民の皆さんに最終報告（案）を提示し、その内容について様々なご意見を頂戴したところである。そこで、これらの様々なご意見を議会として集約・整理するとともに、分析と受け止めをしながら、議会としての最終報告をまとめるものである。

### 1 市民意見の集約結果等

第6回市民との意見交換会における「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」に対するご意見は、全体で138件（5件の重複含む。）であった。

その中で分野ごとの意見内訳は、次のとおりである。

項目	議員活動	活動日数	議員報酬	議員定数	政務調査費	検討プロセス等	その他	合計
件数	22	4	41	27	10	19	15	138

※ 議員報酬、議員定数で5件の重複あり。

市民意見の件数は以上であるが、その主な内容と件数については、次のとおりである。

#### (1) 議員活動（22件）

- ① 市民要望をよく聞いて欲しいという意見 11件
  - ・議員は市民要望をよく聞いてほしい。
  - ・市民が必要な議員になってほしい。
  - ・選挙のときだけよい顔をするな。
- ② 議員活動に対する意見 7件
  - ・議員活動をよりわかりやすく説明をするべき
  - ・この検討以外にも活動をしていることを伝えるべき。
  - ・議員個人の活動量や能力、資質を検討すべき。活動を時間で計るのは納得できない。
  - ・議員個々の活動記録の公表を検討すべき。
  - ・先進地調査の情報を職員に開示すべき。
- ③ 質問 4件
  - ・議員活動とは何か。169日以外の日は何をしているか。
  - ・一人議員減になると、仕事量は増えるのか、議員専業はいるのか。

#### (2) 活動日数（4件）

- ① 質問 4件
  - ・活動日数モデルの修正理由は。
  - ・年間活動日数や労働時間の算出方法は。
  - ・1年10ヶ月の検討期間で、モデル日数が減ったが、検討期間が長くなれば、もっと減るのではないか。
  - ・タイムレコーダーなどで労働時間を判定しないのか。報酬は会社の実績によるが議会はどうか。



(3) 議員報酬 (41件)

- ① 議員報酬削減の意見 27件
- ・市長給与で換算することはおかしい。
  - ・議員報酬は高すぎる。下げるべき。
  - ・財政難のときにこの計算式はおかしい。もっと考えるべき。
  - ・社会経済情勢、財政状況等から考えるべき
  - ・日当制を検討すべき。
  - ・部・課長職に合わせるべき。
  - ・報酬を下げ、定数を増やしては。
- ② 議員報酬を下げるべきでないという意見 1件
- ・議員は責任をもって将来の会津若松市を考えてもらわなければならない。  
日当制やボランティアはとんでもない。不況だから下げればよいは間違い。
- ③ その他の意見 3件
- ・資料「約1千万円減らしても」は大したことないのか、ズレてないか。
  - ・議員報酬の上限を市長の年収内で決めればよい。
  - ・政務調査費のように報酬も使わなかったら、返納することにすればよいのでは。
- ④ 質問 10件
- ・なぜ市長給料をベースにしたのか。
  - ・類似団体等との比較はどうだったのか。
  - ・常勤と非常勤の職員がいるが給与はいくらか。
  - ・正副議長は議員より高いが。
  - ・矢祭の日当制にした場合の額は。
  - ・議員報酬カットの扱いについて、再度戻すのか。

(4) 議員定数 (27件)

- ① 議員定数削減の意見 10件
- ・定数削減すべき。
  - ・委員会数を減らし、定数を減らすべき。
  - ・税収が下がり、人口も減る。なぜ、議員を減らさない。
  - ・5人ぐらい削減すべき、単なるパフォーマンスか。
  - ・24人・25人でも議会は開ける。市民に何人がふさわしいか耳を傾けるべき。
- ② 議員定数削減すべきでないという意見 2件
- ・議員定数は多いほうがよい。削減ありきはおかしい。
  - ・減らせば民意吸収が低下する。そのためには議員は必要。単に減らすべきでない。
- ③ その他の意見 5件
- ・地域経済の動向など、10~20年先を見越して検討すべき。
  - ・60人であれば民意が吸収できる。であれば、20人の議員にスタッフを3人つけてのグループ形態での活動はどうか。
  - ・地区に議員がいないと困る市民が出るから30人必要という考えはおかしい。
  - ・報酬や定数の正解はない。議員は御用聞きをすべき。
- ④ 質問 10件
- ・25人の検討はしなかったのか。
  - ・29人の考え方について
  - ・1名いないと支障があるのか。

- ・ 29人と30人は同じようなものでないか。
- ・ なぜ30人程度が必要か。
- ・ 29人・30人・33人の根拠は、人口比率的なものか。
- ・ 過去30人に削減したが、今回の検討はそれと違うのか。
- ・ 30人の定数は、合併協議会で決めたのか。
- ・ 最終報告案のそれぞれの賛成者数の合計が合わないが。
- ・ 定数を決める根拠や定理などはないか。

(5) 政務調査費（10件）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ① 廃止又は削減の意見           | 1件 |
| ・ 廃止又は削減できないか。        |    |
| ② 現行金額では少ないとの意見       | 2件 |
| ・ 政務調査費は少ないのではないか。    |    |
| ③ その他の意見              | 2件 |
| ・ 項目別明細をきちんとして欲しい。    |    |
| ・ 用途についてバラバラであり、おかしい。 |    |
| ④ 質問                  | 5件 |
| ・ 領収書の添付について。返金について。  |    |
| ・ 政務調査費の監査について        |    |
| ・ 復命書について             |    |
| ・ 公開請求はあるのか。          |    |

(6) 取り組みのプロセス等（19件）

- |                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ① 検討プロセス・検討体制に対する意見                     | 7件 |
| ・ リアルタイムでの議論を聞きたい。                      |    |
| ・ 批判的意見が多いと思う。もう一度検討しなおして欲しい。           |    |
| ・ 議会改革は、市民感情こそ大事                        |    |
| ・ 検討した結果、何も変わらない。数字合わせと市民の声がある。         |    |
| ・ 議会制度検討委員会の市民委員が少ない。                   |    |
| ・ 第三者機関で検討・審議をしてもよかったのではないか。            |    |
| ② 取り組みを評価する意見                           | 5件 |
| ・ 名古屋市や阿久根市のようなことにならないで欲しい。期待し、応援する。    |    |
| ・ 資料良くできている。もう少し、詳しく説明してよい。             |    |
| ・ 議員30人がよく勉強して決めたので、素晴らしいと思う。           |    |
| ・ 自分たちが選んだ議員が25回も検討したのだから、最終案の決定は尊重すべき。 |    |
| ③ 質問                                    | 7件 |
| ・ 意見を聞いて、さらに議会内で検討するのか。                 |    |
| ・ 10月25日の最終案の決定の意味は。                    |    |
| ・ 定数・報酬はこれで決定か。                         |    |
| ・ 江藤教授の具体的指示は、その内容は。教授の納得や了解を得たのか。      |    |
| ・ 議会制度検討委員会の市民公募委員の公募方法、委員会の構成について      |    |
| ・ 公募の委員の任期は。                            |    |
| ・ 名古屋市長の行動に対して、議員としてどう思うか。              |    |

(7) その他

15件

- ・市独自の考え方をしてもよいのではないか。
- ・協働型議会とは。
- ・議会改革の一番のよりどころは。
- ・民意の市政への反映の仕方は。
- ・今日の意見交換会での発言は、議会としての発言か。
- ・議会に提案権は。
- ・議員が専門職となれば、一般の人は議員になれないのか。
- ・兼業議員は何人か。
- ・議会で否決がなく、当局と馴れ合いになってないか。
- ・費用弁償はなくなったのか。
- ・議会の調査費は、十分調査できるほどか。
- ・議員年金の廃止は。
- ・資料P 1 II 下から5行目、「例えば・・・」は削除すべき。
- ・特別職報酬等審議会は、事務局用意したもので決まってしまう、隣近所と同じになる。それはやるべきでない。

※ 参考（市民との意見交換会会場での受け止め：11月25日広報広聴委員会より）

- ① 否定的な意見が一部（数人）から一方的に述べられ、肯定的な意見は出なかったが、全員が一致している表情ではなかったので、全体的に否定的とは思えない。
- ② 多数の方が議員報酬引き下げ、議員定数削減ありきの立場で意見を述べたが、他の方は、議員の能力や資質は活動時間で換算できないのではないかと、また、自分たち市民が代表として信頼し、選んだ議員の皆さんが多く時間をかけて検討し、出した結論であり、尊重するとの意見もあった。検討委員会に参加された市民委員2人の方が、議員活動の実態を知る中で、自身の意識を変えられた経過と併せ考えると、議会での議論が市民によりオープンに示される手法の検討が課題と思う。
- ③ 議員定数について、「認めるべき」・「減らすべき」の発言者同士の意見交換があった。

2 議会制度検討委員会委員の意見、感想等（第27回議会制度検討委員会）

（平成22年11月19日）

- ① 3箇所のうち1箇所からは特に意見が出なかったが、2箇所からは厳しい意見をいただいた。
- ② 批判的な質問をいただいたが、丁寧に説明することで、一定程度の理解を得たと感じた。
- ③ 非常に否定的な意見が多いというイメージはある。一方、市民との議論を始めることができつつあるとも感じている。
- ④ 市民同士で、意見のやり取りをするようになって来た。批判というのは、今回出した内容に対してではなく、日頃からの議員の活動のやり方に対する批判と思う。  
議員がどんな仕事をしているか、市民の皆さんにわかっていたいていないと思う。議員報酬に見合った活動をしているのかということが、批判の声の根本にあるのではないかと。議員定数を減らせるのではないかとという意見のあとに、減らさない方がいいという意見もあった。マイナスだけではなく、プラス意見もある。

- ⑤ 意見交換会の熱度が増し、多種多様な市民から、賛否いろいろいただき、少しずつ議員活動、議会活動の理解を得てきたと感じる。
- ⑥ 全体的に議会が取り組んでいることを受け入れてくれたと感じている。
- ⑦ 議員報酬・議員定数について、ある程度理解していただいたと感じている。6回の意見交換会を通じて、本当に理解している人は、理解しているので、これからは自信をもって、改革をしたという、実績のもとに議員一人ひとりが市民の負託に応じて頑張りたい。
- ⑧ 目的があって議会制度改革が始まっていると思うので、その部分を議会のご意思として議会が言わなくてはいけない。議員がそこを市民に対してしっかり話すことで、市民の皆さんに伝わってきたことが多いと思うし、継続的に続けていただきたい。
- ⑨ P1-Ⅱの「議員1人当りの議員報酬や関係費を合わせても「約1千万円」であり、市の一般会計予算規模「約445億円」に対して、わずか0.02%となり」の数字の出し方に正確性、客観性がなかったのではないかと。この予算規模は年度で変わる。安定的なのは基準財政需要額でこれとの比較であるべきでなかったか。
- ⑩ P2の「現在の議員を支える」は「現在の議員の議員活動を支える」とすべきでなかったか。
- ⑪ P2-Ⅲ4 議員報酬モデルの「議員報酬モデルについては、中間報告では「860万円（上限）・・・・・・現行の750万円としました。」の中で「財政状況も考慮し」ということは、750万円から削減するということが選択肢に入ってもよかったのではないかと。
- ⑫ P3 議員の活動を公的支援と公務性から見た場合のこの図で、我々の検討では領域Xに公務性を付与するという結論に至ったが、この図では公的支援がほとんどないことを示したものであり、この図を使う意味合いがあったのか。整合性に問題はなかったか。
- ⑬ P7 図2の「なお、市民相談に・・・・・・点に留意する必要がある。」は意味不明。制度的に否定されるということが、公務性や公的支援の妥当性を付与することであり、公務性がなければ制度的には否定されるわけで、この文章は矛盾しているのではないかと。
- ⑭ P8 最終報告における検討結果の市民要望・相談等に180時間としているが、これは、議長に報告して、政策サイクルにのることによって公務性を付与してきた。180時間は、その規定をあてはめるべき時間だったのか。慎重に扱うべき時間である。
- ⑮ P9Q & A1の「例えば、議会運営委員会委員の活動機会「417」に往復の移動時間や待ち時間・・・・・・議員活動にかかっていることとなります。」とあるが、我々が比較した基準は、市長の報酬であるから、市長の中に移動時間が入って、移動時間を含めた中で検討してきたから、重複して説明することはおかしい。市長の給料基準にしたということは、一日換算45,000円であり、一時間の通勤時間をかけたということになれば、1時間4,500円の通勤手当を出していることを認めることに繋がりにくい。
- ⑯ この報告の中で、市長の年間給与を基にしたということで、市長の給与が一日45,000円に当たるということがもれている。
- ⑰ P15Q & A11のメリット・デメリットの説明があるが、この書き方は33人になって、議会機能は向上する市全体のメリットよりも、一人の議員報酬が減額する議

員個人のデメリットが優先したという結果報告であり、その考え方はいかなものか。理由付けが不備である。

### 3 市民意見に対する議会制度検討委員会としての分析・受け止めについて

以上、市民との意見交換会の市民意見の整理・集約結果と、意見交換会各会場での受け止め、議会制度検討委員会での意見、感想等をもとに、意見の多かった項目、「議員活動」・「議員報酬」・「議員定数」・「取組のプロセス等」について、議会制度検討委員会としての受け止めを次のとおりまとめる。

#### (1) 議員活動

議員活動については、今までの市民との意見交換会の中でも出てきたが、「議員は市民要望をしっかりと聞いて欲しい」という意見が 11 件と多くなっている。これは平成 21 年 4 月に会津青年会議所で実施した市民意識調査アンケートの中でも、議会に期待するものとして、市民の声の吸い上げが約 4 割という結果と軌を一にするものであり、議員活動に対して市民が望んでいることは「市民の声を聞いてほしい」ということであることを再確認できたものと考えられる。

他方で、「議員活動とは何か。その内容がわからないので説明を」との質問や意見も 10 件程ある。これは、議員活動の現状や活動範囲・活動量については、これまで 2 年近くもの間、年 4 回の広報議会や計 5 回（のべ 75 回）にわたる市民との意見交換会で繰り返し説明してきたが、まだまだ一般には理解されていないということであろうと考えられる。ではなぜ理解されないのでしょうか。それは、議員活動は、今回の検討モデルでいえば、A・B・C・Xのいずれの領域においても、一般には目に見えにくい活動であることに起因すると考えられるが、さらに、会津若松市議会は一定の議会改革を進めているとはいえ、市民から見た場合における成果は十分とは言えず、また、見えにくいということにも原因があると考えられる。

以上からは、市民は、議員に対し自分の声を聞いて欲しいという期待を寄せる一方で、一般からは見えにくい議員活動に対する不安や不満を感じていると受け止めることができるのではないかと考えられる。

#### (2) 議員報酬

今回頂いた意見等の合計 138 件のうち、議員報酬に関する意見等は 41 件と約 30%を占めており、議員報酬は最も関心が高い項目であると考えられるが、41 件のうち議員報酬を削減すべきとする意見は 27 件と約 65%を占める。(1)でも述べたように、約 2 年間、議会改革の推進と一定の広報や意見交換を進めてきたにもかかわらず、極めて厳しい結果となっている。

そこでまず、議員報酬削減を求める意見 27 件を見ていくと、次の 2 つに大別されると考えられる。

第 1 の意見群は、地域経済の動向や雇用情勢の厳しさを背景として、議員報酬年額が約 750 万円という水準であることに対して、いわゆる市民感情として議員報酬削減を求める意見や、議員報酬の削減分を他の政策の財源とするべきであるという意見等である（16 件）。これらは、平成 20 年 8 月に開催した第 1 回意見交換会から継続して寄せられている意見であり、議員活動という役務の内容とは独立した視点（経済情勢等）での削減要請の声と受け止められる。

一方、第 2 の意見群は、市民との意見交換会で提示・説明してきた議員報酬モデ

ルの内容に対しての批判的な意見である。それは、市長給料をベースにしていることへの疑問、部・課長職を基礎とした日当制導入といった意見等である（11件）。これらは削減要請という点では第1の意見群と同じであるが、議員活動という役務の対価として議員報酬をとらえ、役務内容が不透明あるいは不十分という批判をした上で、その対価である議員報酬の削減を要請している点で、第1とは異なる性質の意見群であると考えられる。

すなわち、第2の意見群は、議員報酬モデルの提示により、市民とともに議員活動や議員報酬を考えていこうとする今般の検討フレームに対しては一定の理解を得ることができ、さらに、ようやく市民と議会とが議員報酬に関する議論をスタートさせることができた証左と考えることができるのではないかと受け止められる。

このような評価は、市民との意見交換会における市民意見に対する検討委員会委員の大方の印象、すなわち「批判的・否定的・厳しい意見を数多く頂いたが、徐々に一定のプラスの理解も得られ、あるいは、市民との議論を始めることができつつあるのではないか」という感想的意見とも整合するのではないかと受けとめられる。

さらに、意見の数こそ少ないものの「議員の責務を踏まえれば安易に議員報酬を下げるべきではない」とする意見も寄せられており、市民とともに議員報酬を考えるための政治風土は少しずつであるが、着実に醸成されつつあると受け止めることができるのではないだろうか。

いずれにしても、議員報酬に関しては、数としては依然として厳しい意見が多いことは事実であるが、そのような意見の中にも、議員報酬それ自体だけを批判の対象とする意見だけではなく、議員活動という役務の意義や内容との関連性を踏まえた意見も増えるなど、市民意見の質的变化の兆しも見られるところであり、「削減ありきではない、地域民主主義の実現の観点からの議員報酬のあり方を議論する」という考え方がようやく緒についてきたのではないかと受け止められる。

### (3) 議員定数

今回頂いた意見等の合計 138 件のうち、議員定数に関する意見等は 27 件と約 20% を占めており、議員報酬に次いで関心が高い項目であるが、27 件のうち議員定数を削減すべきとする意見は 10 件と約 35% を超えている。議会改革の推進と一定の広報や意見交換を進めてきたにもかかわらず、議員報酬と同様、極めて厳しい結果となっている。

議員定数削減を求める意見の背景には、議員報酬と同様に地域経済の動向や雇用情勢の厳しさがあると考えられるが、議員活動よりも、議会という機関の活動やその成果はさらに見えにくいいためか、議会の必要性は低いという前提等により、議員定数それ自体を批判の対象にする趣旨の意見が多いように見受けられる。そのため、必要性の低い議会を構成する議員を少しでも減らし、その財源を他の政策課題に充ててはどうか、という意見が多いのではないかと受け止められる。

一方、議員定数については、地域民主主義や議会改革の論理を理解する立場からは、安易に削減すべきではないとする意見も 2 件寄せられている。また、広報広聴委員会の報告では、30 人案に対して「認めるべき」・「減らすべき」と発言者同士での議論があったことが報告され、また議会制度検討委員会委員からも、5 回の意見交換会を通じて、徐々にではあるが、理解が進んでいるのではないかと報告があったところでもある。

いずれにしても、議員定数に関しても、議員報酬同様、数としては依然として厳

しい意見が多いことは事実であるが、一方では、議会改革の論理を理解していただいた方からは「削減ありきではない」という意見も寄せられており、徐々にではあるが、議員定数についても、地域民主主義実現の観点からの議論の萌芽が見えてきたのではないかと受け止められる。

#### (4) 政務調査費

政務調査費については、廃止・削減を求める意見は1件だけであり、かつ、議員報酬・定数に対する意見のように、直接的な批判意見があったわけでないが、意見・質問の根底には、支出の透明性や使途の内容についての不安や懸念があるのではないかと受け止められる。一方、改革が進む現在の議会活動・議員活動を評価する立場からは「現在の政務調査費は少ないのでは」との意見もある。

いずれにしても、政務調査費は議員報酬や議員定数よりも、議員活動の成果との関係性がわかりやすい面があることが、このような意見の根底にあるのではないかと受け止められる。

#### (5) 取り組みのプロセス等

取り組みのプロセスや体制に関しては19件の意見を頂き、その中には、「数字合わせ。市民感情を大事に」という批判的意見も数件見られるが、これらは、議員報酬モデル750万円、議員定数モデル30人案が現行と変更がないことへの不満からでてきているものと考えられる。

一方で、「名古屋市や阿久根市のようなことにはならないで欲しい、期待・応援する」、「議会による精力的な取り組みを評価する。尊重する」というプラス評価の意見は5件、さらに、「リアルタイムでの説明、市民委員の増員、第三者機関の必要性」など、今後の取り組みを改善していくうえで有用な意見も数件寄せられている。

以上より、今般の一連の取り組みに当たったの基本姿勢、すなわち「議会・議員活動及び議員報酬・定数を議会と市民とが共に考えていく」についても徐々にではあるが、理解を得られつつあるのではないかと。そしてこのことは、広報広聴委員会からの報告や議会制度検討委員会委員からの感想的意見「賛否はあるが、理解を得てきたと感じる」とも整合するのではないかと受け止められる。

### 4 最終報告の確認（案）

以上、第6回市民との意見交換会で頂いた市民意見の分析・受け止め方を「議員活動・議員報酬・議員定数・政務調査費・取り組みプロセス」といった項目毎に整理してきたが、138件のうち、議員報酬・議員定数に関する意見は68件と約50%を占め、議会をテーマにした場合における関心の高さが窺える。さらにそのうち報酬・定数削減を求める意見は37件で68件に対する割合は50%を超え、全体意見数に対する割合も約25%と決して低くはない結果となっている。

議員報酬及び議員定数については、賛否両論の意見があるとはいえ、議員報酬・定数モデルに対する意見も徐々にではあるが増えてきており、さらに、少数ではあるが、報酬・定数の維持を求める声も寄せられている。議員報酬・定数に対する理解が一気に進んでいると言える状況ではないが、「議員報酬・定数を議会と市民とが共に考える」という取り組みフレームに対しては、徐々にではあるが、理解されつつあり、市民との議論の基盤が築かれつつあるのではないかと受け止められる。

一方、このような「取り組みの姿勢・手続き・体制」には一定の理解が進んでいるものの、議員報酬・定数に対する内容面については、現在の経済情勢の中、いわゆる市民感情からくると思われる削減要請の声は依然として多く寄せられている。

それではなぜ、このようなことが生じるのであろうか。

会津若松市議会は、全国の中でも議会改革を積極的に推進している自治体議会であり、市政運営や一定の政策課題については成果をあげているが、そのような成果は一般にはわかりにくく、かつ、見えにくいことが、厳しい声が多い原因になっていると考えられる。さらに、その成果が市民一人一人から実感を伴ったものとして評価される、そのような水準までにはまだまだ至っていないからではないか、と受け止めることができる。

これらのことから、議会が目指し、取り組んできた議会改革の内容・成果とそれに対する市民からの意見・評価との間には、一定の「ずれ」があると受け止める必要があるものと考えられる。

そこで、最終報告に当たっては、この現時点における「ずれ」をどのように考え、最終的確認を行っていくかが重要になってくる。

たしかに、第1回市民との意見交換会以来、議員報酬・定数削減を求める声は、数的には多く寄せられており、それは第6回においても同様であるが、これまで見てきたとおり、その意見内容は徐々にではあるが質的な変化の兆しが見え始めているところである。

しかしながら、このような中で仮に議員報酬や議員定数を削減すればどのようなようになるであろうか。

市民からの評価が低いということは、市民の目線から見て議会機能や議員活動がまだまだ低い水準にとどまっているということであるが、そのような状態での削減は、これまでの最終報告に係る検討成果を踏まえれば、さらにその機能や活動を低下させる方向に帰着してしまうため、現時点での両者の「ずれ」は、将来にわたり大きくなってしまふことが懸念される。

そこで一般の最終報告にあたっては、現時点での議会に頂いている理解は依然として高いとはいえない水準にあることは重く受け止めつつも、徐々にではあるが、しかし着実に、議員報酬・定数に対する理解と議論の輪が広がりつつある傾向を踏まえ、現時点における「ずれ」をこれ以上大きくすることなく、将来にわたって着実に埋めていくこと、議員報酬・議員定数・政務調査費については、最終報告案のとおり、「現行の750万円、30人、月額1人当たり35,000円」とすることをあらためて確認しようというものである。

しかしながら、今回の最終報告内容は、必ずしも市民の方々から十分な評価を頂いているわけではない。そこで、これまで以上に議会改革を推進していくことを通じて、その活動成果を少しでも多くの市民の皆さんに届けることを第1としたうえで、第2には、わかりにくい、見えにくいとされる議会活動及び議員活動について、その内容や成果をよりわかりやすく説明していくことが必要である。そのため、この最終報告は、議会改革の実践とその説明責任を継続的に実践していくことを内外に宣言し、その履行を市民の皆さんに約束する、議会としてのマニフェストという意義を有することを併せて確認するものである。



## 5 今後の取り組み方向

以上のような最終報告のマニフェスト的な意義を踏まえ、以下では、今後の取り組み方向をあらためて示す。

第1は、地域民主主義の実現に向け、今後とも議会基本条例を踏まえ、市民との意見交換を行い、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを志向し、かつ、永続的に取り組んでいくことである。

第2は、第1で宣言した議会改革を進めることと並行して、議員報酬・議員定数の根拠となる議員活動の範囲・量や議会機能の維持・向上策等について、より多くの市民の皆さんのご理解が得られるよう、議会活動や議員活動の「見える化」を進めることが求められる。この見える化については、最終報告案でも、今後の課題として北海道福島町議会のような議員評価システムや議員白書的なものの検討に言及しているが、最終報告のマニフェスト的な意義を踏まえ、より具体的課題として認識し、位置付けていくことが必要と考えられる。

第3は、市民の方々への説明と意見交換の場の拡充である。これまでの約2年間で計5回開催してきた市民との意見交換会（地区別）については、議会基本条例によって新たに築かれた市民と議会とをつなぐ正式な回路であり、今般のテーマの検討に当たっても、政策形成サイクルの起点としての問題発見に始まり、その後の問題分析、政策立案・決定の各段階で開催することで、市民に皆さんから貴重なご意見を頂くことができた。このことは政策形成サイクルの具体的な実践としても意義のある取り組みと評価することができるが、一方で、意見交換会は参加者の数・属性の点で課題も抱えているところである。そこで今後はその補完機能として、より多様な層の多くの市民の皆さんが参加し、意見交換ができる場の創出、例えば、議員活動・議員報酬・議員定数のほか、政策討論会分科会で取り組み・検討している政策テーマや地域の課題などをテーマとしたフォーラムやシンポジウムなどの開催を考えることも必要である。

第4に、議員報酬・議員定数に係る第三者機関の必要性である。今回の検討に当たって、市民委員2人を議会制度検討委員会に加えてきたところであるが、これはあくまで議会内会議への市民参加であり、第三者機関ではない。先進の自治体議会では議会の附属機関で議員報酬を検討する方向性を模索しており、議会基本条例第7条（附属機関の設置）も踏まえ、その活用について研究することも必要と考えられる。

以上、今後の取組方向として考えられる課題を挙げたが、今回の最終報告はあくまでもゴールではなく、議会活動・議員活動・議員報酬・議員定数について、今後とも、市民と一緒に継続して考え、検討していくためのスタートとしての意義を有するものである。

今般の最終報告によって、会津若松市議会がさらに改革を進め、進化を続けていくとともに、そのような姿をよりわかりやすく説明し、市民の皆さんとの情報共有を通じて、会津若松市における地域民主主義を実現し、市勢の発展と市民福祉の向上につながっていくことを念願するものである。

※ 参考資料

議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方  
最終報告（案）に対する市民意見への対応

1 議員活動

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	議員活動	市民感情、感覚からいうと厳しい。特に議員の活動が判らない。それだけに、市民に誤解がないような説明が必要ではないか。	法令上、議員活動の内容は明確に規定されていません。そのような中で、議員報酬は、議員の役務の提供（議員活動）に対する対価であるとされていることから、この役務（活動）の範囲がどのようなものかということ、検討する必要があります。そのため、どのような活動が議員活動かということ、領域A・B・C・Xと設定するとともに、公務性の観点から検討し、資料3ページの図にまとめ、その具体的な内容を資料の5～7ページに記載しております。	一箕
2	議員活動	議員の活動領域の説明がよくわからない。	住民福祉の向上に向け、議員活動を行っているところではありますが、今後とも、議員活動については、市民の皆さんにご理解が得られるよう、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めてまいります。	北
3	議員活動	民間だったら給料の何倍かの働きをしなければならない。議員さんもしっかり働いて欲しい。		東
4	議員活動	報酬や定数自体が問題ではなく、議会活動がそれに見合う内容なのか重要だ。活動の説明もまだ不十分だ。		湊
5	議員活動	議員活動とはどういうものか。169日以外の日は何をしているのか。	議員活動については、議員報酬が議員の役務（活動）に対する対価出るということから、議員活動がどういうものかを検討する必要があります。その具体的内容については、資料5・6ページにある本会議や委員会、その他の会議への出席、それらの会議のための準備、検討する活動、また、市民相談や各種団体行事への出席や市主催行事への出席などを議員活動としています。これらの活動量（時間）を積算した結果が、169日（1,354時間）という議員活動換算日数モデルとなったもので、議員報酬モデルの算定基礎となるものです。この日数モデルには、それぞれの活動にかかる正味の活動時間しかみておらず、その時間以外は、会議等に出席するための移動時間等や、それ以外のプライベートな活動や政党・政治活動というものがああります。なお、議員活動については、今後とも市民の皆さんのご理解が得られるよう、議員活動の「見える化」に努めるとともに、情報提供を進めてまいります。	南
6	議員活動	報酬とは議員活動のためのもの。報酬に値する議員なのかどうか問題。報酬や定数の検討も良いけれど、他にも市民のためにこういうことをやっていますというものを市民に伝えるべきでないか。	議会・議員は地域民主主義の実現を図ることとして、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するため、様々な活動を行っています。今回の議会制度に関する検討もその一つですが、それ以外にも、別に報告する政策討論会分科会において、市民の皆さんからいただいたご意見をもとに課題設定をした項目について、検討をしております。こういった取組を通じて、住民福祉の向上に努めていくものですが、その活動をより市民の皆さんにご理解いただけるよう、今後とも議員活動の「見える化」に努めるとともに、情報提供を進めてまいります。	謹教

7	議員活動	市長と区長の懇談会の内容を議員もきくべき。	議員は、市民全体の代表者であり、市全体の視点で考えることが求められますが、同時に、市民一人ひとりの代表者でもありますので、その地区の抱える課題を把握することも必要であると考えます。また、多様な民意を把握していくことは、議会における行政の監視、政策立案のためにも必要なことであると考えますので、これまで以上に、様々な機会を捉えながら民意の把握に努め、住民福祉の向上に努めてまいります。	南
8	議員活動	上越市のことは知っていますよね。もっと市民の要望に応える姿勢が必要でないか。町内会長は自分のことだからと責任をもってやっている。議員も自らの主張もあるかと思うが、市民の声に真摯に応えるべきだ。		謹教
9	議員活動	議員と区長の役割だが、道路に穴ができた場合、修理してくれ等は、区長から市長に要望すべきことか。	道路の補修などの事業執行は、原則市長が行うこととなりますが、その内容を市民要望や相談として議員が受け、当局に取り次ぐことは可能です。また、議会は、多様な市民の多様な意見を政策課題としてまとめ、政策を立案し、行政機関に対して提言する政策サイクルによる取組をしておりますので、これまで以上に、様々な場面で市民の皆さんの様々なご意見を頂戴しながら、住民福祉の向上に努めてまいります。	謹教
10	議員活動	現実問題、誰にどのように意見を言ってよいか判らない。町内会、行政機関へ言っても、一方的に断られることを想定すると、別ルートの議会からも意見を出せることが大事ではないか。		北会津
11	議員活動	やるべき活動をやってくれば、そして市民に見える活動をしてくればそれでいい。	議員は、市民全体の代表者であり、市全体の視点で活動することが求められますが、同時に、市民一人ひとりの代表者でもありますので、その地区の抱える課題を把握することも必要であると考えます。そして、その把握した民意を市政発展のために活かしていく取組が求められていると考えます。	湊
12	議員活動	議員の人たちの顔を選挙のときしか見ない。		大戸
13	議員活動	お願いしますは選挙のときだけか。頼んでもちゃんとやってくれない議員もいる。議員は住民にとって何であるのかをよく考えてもらいたい。	議会としては、多様な市民の多様な意見を政策課題としてまとめ、政策を立案し、行政機関に対して提言する政策サイクルによる取組をしておりますので、これまで以上に、様々な場面で市民の皆さんの様々なご意見を頂戴しながら、住民福祉の向上に努めてまいります。	大戸
14	議員活動	議員は、選挙のとき以外にも、個別訪問をし、細かく市民の声を聞く活動をしてほしい。		城西
15	議員活動	市民に見える形で期待する活動をして欲しい。それを見て判断したい。	城西	
16	議員活動	市民の立場で、市民のために行動して欲しい。	城西	
17	議員活動	議会制度改革自体は評価する。議員の仕事の難度についてはどのような議論がなされたのか。公務員とは計算根拠が違うのが当然。議員の仕事の中身が問題であり、議員個人の活動量や内容、能力、資質を検討すべきであったのではないか。議員の活動を時間で計るとするのは納得できない。	議員報酬は、議員の役務(活動)の提供に対する対価であるとされています。そのため、議員活動の範囲と活動量の検討が必要となり、その結果、議員活動換算日数モデルとして169日(1,354時間)を設定したものです。ここでは、モデルという性格から、議員個々の活動内容や能力、資質を反映させることは適切ではないと考え、議員の活動量としての日数(時間)に着目したものです。なお、この議員活動については、市民の皆さんによる評価が今後必要になることも考えられますので、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めるとともに、例えば、北海道福島町議会のような議員評価などの議員白書的なものの検討が必要であると考えます。	南

18	議員活動	過去において、議員であった方に要望したことがある。進展も回答もなかった。そのような不道徳でふしだらな議員とならないように。ただ数合わせ決めるのではなく、少数精鋭で挑むべきであり、本当に必要な議員になってほしい。	議員は、市民全体の代表者であり、市全体の視点で住民福祉の向上を目指すことが求められます。同時に、市民一人ひとりの代表者でもありますので、市民一人ひとりの抱える課題を把握し、住民福祉の向上につなげていくことも必要であると考えます。そのため、地域民主主義の実現として、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することが求められています。議員は、そのための議員活動を行うものであり、議員間討議ができる議員数が必要ということになり、今回の議員定数の検討にも繋がっているものです。なお、議員活動については、市民の皆さんによる評価が今後必要になることも考えられますので、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めていくものです。	日新
19	議員活動	グループ討議は6名ぐらい、議員活動換算時間の関係、議員個々のスケジュールの関係、記録を公表して検討すべき。	議会の生命線である議員間討議ができる議員数としては、学識経験者の論によれば、7～8人ということが示されています。本市議会における委員間討議の経験としても、7人がギリギリであるとの認識となっております。そういったところから、委員会の討議できる委員数は、7～8人が必要との結論に至ったものです。議員活動の公表ということについては、今後議員がどのような活動を行っているかという説明責任を果たすことも重要でありますので、例えば、北海道福島町議会のような議員評価など、議員白書的なものを通じた情報提供の検討など、議員活動の「見える化」を通じた、情報提供を進めていくことが必要と考えるものです。	河東
20	議員活動	一人減ったらどのくらい仕事量が増えるのか。議員専業の方はおられるのか。	単純に仕事量として出せるものではありませんが、その考え方として、市民の代表である議員が減るということは、その分民意吸収が低下することにつながり、それを背景とした監視機能や政策立案機能も低下することが考えられます。この影響がある分を、他の議員がカバーするというになれば、このカバーする部分が他の議員の仕事として増えることになるものと考えます。いずれにしても、住民福祉の向上に努めることが議員の使命でありますので、これからもその使命を果たすべく継続して議員活動に取り組んでいくものです。また、議員専業の方ということですが、11人かと思えます。	東
21	議員活動	議員の行政調査のあり方について、先進地を調査した際に市職員へも情報を開示すべきではないか。	調査してきた内容については、一般質問や委員会でも質問をしたり、直接職員に示したりして、情報を還元しております。それを受けて当局では、様々な施策に反映させてきた経過にもありますので、今後ともその情報については、職員と共有化を図っていくものです。	一箕

22	議員活動	議員の活動領域のグラフの加筆修正について、本当に行ったのか。	<p>議員活動の範囲を検討するに際して、どのような活動が議員活動かということ、領域A・B・C・Xと設定するとともに、公務性の観点から検討し、資料3ページの図にまとめたところです。</p> <p>その中で、図の各項目の検討を行い、表現や位置などを加筆・修正したところです。</p> <p>具体的には、「一般質問の作成」を「一般質問(代表・個人)の作成」に修正し、「要望の取次」を「要望・相談」に修正するとともに、位置もあわせて修正するなどの加筆・修正を行ったところです。</p> <p>なお、今後とも、議員活動については、住民福祉の向上に資するよう、活動内容を高めていくとともに、「見える化」に努め、情報提供を進めていくものです。</p>	北
----	------	--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

## 2 活動日数

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	活動日数	185日から169日への変更、具体的なことについて。	<p>中間報告では、185日(1,478時間)という日数モデルを示しましたが、平成21年11月の市民との意見交換会において、この数字は裏付けのある、妥当な数字なのかという指摘がありました。</p> <p>委員会では、これらの意見を受け止め、その精査・検証を行うこととしたものです。</p> <p>その際には、議会基本条例制定後、様々な活動が活発になり、その実態を反映することが必要と考え、その活動を検証し、また実際に議員活動の実態調査を委員会委員有志により行い、日数モデルに反映したところ です。</p> <p>その結果、重複計上されていた項目や正副委員長のみが対象となる項目から活動時間を削除するとともに、また領域A及びBに該当する活動の再度の検証、さらには個人差の大きい領域Cの精査をし、それらを相殺したところ、その結果として、169日(1,354時間)の日数モデルとなったものです。</p> <p>なお、議員活動については、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上につながるものとなるよう、今後もしっかりと取り組むものであり、また、市民の皆さんに議員活動内容が分かるよう、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めてまいります。</p>	北
2	活動日数	議会活動の取りまとめの期間について、1年10カ月でそのくらい減った、さらに減るのではないかと。	<p>今回の修正については、あくまで議員活動量の精査・検証から修正したものであり、単に期間が経過したところから減ったというものではありません。</p> <p>今回市民の皆さんにお示した内容は、現時点で考えられる議員活動量ということにはなりますが、議会基本条例に基づいた議会・議員活動ということを考えると、今後減るということは考えにくいものですし、逆に増加することが考えられるところでもあります。</p> <p>議員活動については、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上につながるものとなるよう、今後もしっかりと取り組むものであり、また、市民の皆さんに議員活動内容が分かるよう、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めてまいります。</p>	北
3	活動日数	民間会社ではタイムレコーダーなどで出勤や労働時間を判定する。また報酬は会社の実績によるが議会はどうか。	<p>タイムレコーダーというものはありませんが、本会議や委員会では、出席者名を記入する名簿があります。そこには、勤務時間を記載するようなものはないものです。</p> <p>また、会社の実績というものは、自治体という性格上ありませんので、議員報酬をそこに求めるということができないものです。</p> <p>なお、議員がどのような活動を行っているかという説明責任を果たすことも重要でありますので、今後とも議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めてまいります。</p>	神指

4	活動日数	年間活動日数や労働時間はどのように算出したのか。	<p>議員活動換算日数モデルについては、議員報酬が議員の役務(活動)に対する対価ということから、その活動量を把握するため、日数モデルを設定することとしたものです。</p> <p>この議員活動換算日数モデルの求め方ですが、まず、本会議や委員会、その他の会議への出席、それらの会議のための準備、検討する活動、また、市民の相談や各種団体行事への出席や市主催行事への出席などに要する時間をそれぞれ検討し、積み上げてきました。</p> <p>その結果、1,354時間となり、これを一日8時間の活動として割り返すことにより、169日というモデルを設定したものです。</p> <p>なお、議員活動については、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上につながるものとなるよう、今後もしっかりと取り組むものであり、また、市民の皆さんに議員活動内容が分かるよう、議員活動の「見える化」に努め、情報提供を進めていくものです。</p>	神指
---	------	--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

### 3 議員報酬

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	報酬	議員報酬を算定する場合、なぜ市長をベースとして算定を行ったのか。	今回の議員報酬の検討に当たっては、議員活動量(役務の提供量)を求め、それに対応する議員報酬モデルを設定することとしました。	一箕
2	報酬	なぜ市長の報酬を基準とするのか、民間は利益に基づいて給与を換算している。その都度検討がある。議会も5年後、10年後、この検討がなされなければならないのでは。	その中で、議員と市長は直接住民の選挙によって選ばれる公選職であり、市民に対して同じ責任を有しています。 この点を重視し、市長の給料月額を基礎とする全国町村議会議長会検討案により議員報酬モデルを設定したものです。	北会津
3	報酬	市長の給与で換算しているようだが、この会津の経済、子どもたちも就職できない状況にある。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	城北
4	報酬	給与の問題、市長と対比にすることがおかしい。		河東
5	報酬	なぜ市長の給与を基準としたのか。市民の給与実態に合わせた報酬基準とすべきではないか。		行仁
6	報酬	市長の報酬がモデルというのは理解できない、部長とかその下の役職とかをモデルにすべきではなかったのか。また、この計算根拠だと、議員の仕事の量や日数が増えれば、報酬も上がってしまうのではないか。それは違うのではないか。	今回の検討は、議員活動がみえない、議員は何をしているか分からないということから、議員活動を明らかにし、それに見合う議員報酬をモデルとして求めようということから検討をはじめとしています。 そこでは、議員報酬の基礎を市長の給料月額に求め、議員活動換算日数モデルと市長の活動日数との比率により、議員報酬月額を求めました。 その活動比率が変われば議員報酬も変わるのかということですが、これは議員活動の範囲と量との関係で、議員報酬を説明するために採用した考え方であって、将来に向けて、会津若松市議会議員の議員報酬額を、日当制的に算定するために採用したものではありませんし、今後もそのような考えはないものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	南



7	報酬	市長は常勤、議員は非常勤である。また、矢祭町は日当制にして給与削減ができた。考え方として、課長職相当で考えるべき、また日当制で行うべきである。	市長も、議員も法律上は、常勤であるとも、非常勤であるとも規定されていません。そのような中で、議員報酬はどうあるべきかということを検討してきたものです。 その中では、日当制も検討し、議員活動の役務の提供に対する対価ということでは、実証性に優れているものと考えたところです。	一箕
8	報酬	議員報酬は高すぎるというのが、市民の声だ。だから矢祭の例が持ち出される。	しかし、議員報酬の基礎を議員という公選職を考えたときに、一般職に求めることが妥当かということを考え、議員報酬は同じ公選職である市長の給料に基礎を求めることが相対的に理論的であるとして、日当制を除外したものです。	東
9	報酬	169日という日数が算出されたが、それで年額を割れば、45,000円という額が出てくるのだから、日当制がダメということにはならない。一番わかりやすい。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	東
10	報酬	議員は一日5万円、議員日数80日で400万円が妥当ではないか。結果の出せる議員であれば市民は問題ない。		一箕
11	報酬	新開で政令指定都市の浜松市の議員報酬額64万円となっていた。本市も月割りにすると、64万円と同じになる。また矢祭町同様に日当制にした場合について説明をいただきたい。	浜松市の64万円というのは月額を表しているものと思いますが、議員報酬モデルでは月額49万4千円としており、浜松市と同額ということにはならないものです。 また、日当制にすればどうかのことですが、議員報酬モデルの検討時の部長相当職の日当4万1千円を日当額とすれば、議員活動モデル換算日数169日に乗じると、約693万円となります。 なお、議員報酬モデルについては、原価(積算)方式、比較方式、収益方式と検討をしてきた経過にあり、その中で、実証性・理論的であるとして、積算方式である全国町村議会議長会検討案によることとしたものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めていくものです。	東
12	報酬	報酬の算定については、毎日新聞の指摘のように、部・課長にあわせたほうがよい。	議員報酬の考え方として、その基礎をどこに求めるかということは重要な問題と考えます。 そのため、議員報酬の検討にあたっては、原価(積算)方式、比較方式、収益方式の3方式により検討をしてきた経過にあります。その中で、原価(積算)方式が他の方式より実証性が高いと考えられ、また減価(積算)方式の中でも、議員と市長は同じ住民の直接選挙により選ばれる公選職であることを重視し、全国町村議会議長会検討案により、議員報酬モデルを求めることとしたものです。	城西
13	報酬	中間報告では860万円、まずそこで驚いた。市長は毎日働いている。市長の仕事の中身を100とすれば、議員は80ぐらいではないか。補助職とはいえ、やはり部長、課長との比較が正しいのではないか。人口も減っている。デパートも撤退した。市全体の景気を考えれば、750万円は高いというのが、率直な市民の意見だ。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	南

14	報酬	報酬については、経済状況と相対的に考えるべきであり、景気との関連性という視点が欠けているのではなかったか。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示する、地域民主主義の実現が重要であるとしています。	南
15	報酬	財政事情から、おかしいのではないか。必要な金額から算出すべき。	そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。	河東
16	報酬	議会自ら検討することは良いことだけど市の財政も考えるべき。市民感情としては何らかの削減が必要と思っている。	その検討の中で、議員と市長は直接住民の選挙によって選ばれる公選職であり、市民に対して同じ責任を有しています。	謹教
17	報酬	報酬は市税の動向に連動すべきだ。	この点を重視し、市長の給料月額を基礎とする全国町村議会議長会検討案により議員報酬モデルを設定したものです。	行仁
18	報酬	実質公債費比率が基準をクリアしていない中では、報酬を削減すべき。	今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	城西
19	報酬	高齢化社会となってきた。施設に入れない高齢者も多い。そういう方々からいろんな税を徴収するのはおかしくないか。議員の給与5%カットが即できるのであれば、更にカットを行って財源にすべきでないか。議員は奉仕の精神で行うべきでないか。議員給与は、市民感情を抜きにしてはありえないのではないか。	少子高齢化は、社会の大きな課題であり、それを克服するためにも、二元代表制の一翼を担う議会には大きな責任をもっていると考えます。そのため、議会としてこのような政策課題に取り組むための議員活動が大変重要であり、その議員活動を支える議員報酬や、議会の意思を決定する議員間討議ができる議員数である議員定数というのが重要になってきます。	一箕
			そこでは、議会改革として、議員報酬や議員定数を削減する行革の論理ではなく、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現する地域民主主義の実現が重要との観点から、様々検討してきたものです。	
			その中で、議員活動に対する役務の対価としての議員報酬モデル750万円と設定したものです。	
			なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	

20	報酬	議員定数が30人とあるが、議員定数を増やして議員報酬を削減すべきではないか。また、4年間は解散がないが故に、議員の馴れ合いがあるのかどうか。	議員定数の検討にあたっては、議員間討議ができる人数が議員定数になるものと考え、検討を進めてきました。その中で、33人の案を検討した経過にあり、30人の場合と比較して、多様性の点で委員会の監視機能や政策立案機能は高まり、また議会としての民意吸収機能も高まることが明らかとなりました。 一方で、議会費(議員報酬総額・行政調査旅費・政務調査費)を一定とすると、議員1人当りの議会費が減額となり、議員活動に支障が出る恐れがあり、また、活動日数モデルによる議員活動量は減少しないまま、議員報酬額は減額となり、議員に対する負担だけが增大するというデメリットが考えられたところですが、これらの内容を政策討論会・全体会で協議したところ、最終的に賛成者はいなかったものです。また、議員の馴れ合いについてということですが、議員は、市民福祉の向上を目指し、そのための議会・議員活動を行うものです。その中では議会としての意思を決定するため、議員間討議が重要になり、そこには馴れ合いということはないものと考えています。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	城北
21	報酬	議員報酬などに対して比較方式との記載があるが、具体的にどの町と比較したのか。	類似団体全体の情報を資料として収集し、その後議会基本条例を制定している団体や議員定数規模が同じ団体の議会活動状況などを調査し、検討してきた経過にあります。	城北
22	報酬	類似団体との比較ではどうか。	その中では、議員活動状況を比較するため、一定の指数化を試みましたが、類似団体の議員活動全体を把握したものではないこと、さらに類似団体の議会を取り巻く環境も異なることから、議員報酬を適正に比較する条件が揃わないことが明らかとなり、原価(積算)方式に対して比較方式は実証面・理論面で相対的に説明能力は低いことを確認したものです。	東
23	報酬	類似自治体との人数と報酬との比較はしたのか。他の自治体がどうなっているのかデータとしてあれば示して欲しい。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	日新
24	報酬	事業量に違いがあることは理解できるが、議員のやることはそんなに変わらない。平均的なところで決定する方法もあるのではないか。	議員報酬は、議員の役務(議員活動)に対する対価とされており、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付される政務調査費とは性格が異なり、議員報酬を政務調査費と同様に扱い、返納することはできないものです。また、公職選挙法においては、議員は寄付行為が禁止されており、当該団体への寄附もできないこととなっております。	東
25	報酬	政務調査費のように、報酬も使わなかったら返納するというにすればよいのではないか。		日新

26	報酬	常勤の職員と非常勤の職員がいるが給与はいくらか。	常勤の職員については、職員の給与に関する条例で給料表により定められております。非常勤の職員は、非常勤職員の報酬等に関する条例で、職名ごとに決められております。それぞれの職において、額は異なるものとなっております。	河東
27	報酬	議長・副議長は議員より多いが。	議長・副議長について、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するものです。副議長は議長が欠けたとき、議長の職務を行うこととなりますので、議長、副議長とも、その責任に応じて、議員報酬額が異なるものです。なお、公務としての仕事量についても、議員より多いという状況もあります。	河東
28	報酬	議員報酬の上限は市長職の年収内に収めて議員の報酬を決めればよい。	今回の議員報酬の検討に当たっては、市長の給料月額を基礎とする全国町村議会議長会検討案により議員報酬モデルを設定しています。これは、市長の給料月額に、議員活動量(役務の提供量)と市長の活動日数の比率を乗じることで、議員報酬を求める方式です。この方式により議員報酬モデルを設定したのは、議員と市長は直接住民の選挙によって選ばれる公選職であり、市民に対して同じ責任を有している点を重視したことによるものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	河東
29	報酬	資料の議員定数を減らす、約1千万円減らしても「大したことない」のか。「ズレ」しているのではないか。	市長に対する監視機能の重要性を説明するため、例示をしたものであり、財政上の影響が少ないことを説明するものではありません。当然市の予算ということを考えれば、額の多少にかかわらず、その重要性はあるものであり、その予算の目的にしたがって執行することが求められるものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北
30	報酬	最初から削減ありきでなくとしたことに疑問である。最初から削減を考えないといけない。自分たちの報酬が妥当だと考えるのか。	これは、行政改革の論理である最小の経費で最大の効果をということではなく、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展に寄与することを考えたためであり、ゼロベースからものごとを考えていこうということを表現したものです。なお、行革の論理も重要な視点ではありませんので、その考えを無視するものではないものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北

31	報酬	議員報酬のカットの扱いについて説明されたが、再度報酬を戻すのか。	議員報酬については、条例で規定されており、その変更については条例の改正が必要となります。また、額の変更については、特別職報酬等審議会の審議が必要とされておりますので、単に条例改正だけの問題ではないということになります。以上から、議員報酬の額を戻すということは、現在のところないものです。	北
32	報酬	「市民がこれからの新たな議員になるために」との説明だが、生活を保障することが新たな議員にとって必要との発想こそ不可解な説明だ。国会議員歳費カットや市民所得に照らし、報酬を当分の間、10～20%カットしてはどうか。	ここでの説明は、議員報酬は、現在の議員の議員活動を支えるためのものということではなく、これからの議員(将来の議員)になる市民を支えるためにも必要であることを説明しているものです。その将来の議員を支えるということは、議員報酬以外でも生計を維持し得るような特定の層だけではなく、多様な層の市民が、安心して議員選挙に出られるような一定の議員報酬水準が必要という意味を有していることを表現したものであり、生活も支える生活給的なものが必要であることを説明したものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	行仁
33	報酬	過去の意見交換会で、議員報酬の削減をしたほうが良いとの意見は、市内の各地区を合計すると53件ほど出ている。議会から納得のいく説明がないので、私は議会に陳情を出している。この陳情の意図は、各地区からの意見である。また、陳情者が議会に呼ばれ委員会室に入ることは、かなり抵抗があるものと思う。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示するためには、地域民主主義の実現が必要であるとしています。 そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	一策
34	報酬	議員は責任をもって将来の会津若松市を考えてもらわなければいけないのだから、矢祭町のような日当制とか、ボランティアで、などはとんでもないことと思っっている。不況ということもあり下げればよいという風潮があるが間違いだ。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示するためには、地域民主主義の実現が必要であるとしています。 そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から検討し、その結果、議員報酬モデル750万円と設定したものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	東

35	報酬	<p>議員報酬についてであるが、危機的な財政難である時にはこの計算式ではおかしい。もう少し考えるべき。期末手当の額は年金生活者の年収に匹敵する。所得格差がひどすぎる。委員会を3つに減らしてはどうか。</p>	<p>今回の議員報酬の検討に当たっては、議員活動量(役務の提供量)を求め、それに対応する議員報酬モデルを設定することとしました。</p> <p>その中で、議員と市長は直接住民の選挙によって選ばれる公選職であり、市民に対して同じ責任を有しています。</p> <p>この点を重視し、市長の給料月額を基礎とする全国町村議会議長会検討案により議員報酬モデルを設定したものです。</p> <p>また、本市議会では委員会中心主義を採っており、現在4つの常任委員会があります。</p> <p>議員定数の検討に当たっては、この委員会での議員間討議ができることを基本に検討してきました。</p> <p>その結果、一委員会7人~8人が妥当ではないかという結論に至り、政策討論会全体会で協議した結果、現行の30人案ということになったものです。</p> <p>ここで、委員会数については、議会制度検討委員会の検討事項ではなかったため、その検討は行わなかったものです。</p> <p>今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	日新
36	報酬	<p>(議員報酬の話の続き) もうちょっと仕分けできないか。</p>	<p>事業仕分けの考え方は、投資した財源に対してどの程度の効果があったのかという、効率性の面から当該事業のあり方を考えるというものですので、今回の議会制度のあり方を考える手法、地域民主主義の実現とは、性格が異なるものと考えます。</p> <p>そうはいいながらも、行革の考え方を否定するわけではありませんので、その観点を含めて検討を重ねてきたものでもありますし、今後も議会・議員のあり方を継続して研究し、市民の皆さんと一緒に考えていくものです。</p>	日新

37	報酬・定数	議会の結論はそのまま受け止めざるを得ないが、大方の市民の意見は削減であり、引き下げにある。あとは議会の良識だ。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現である、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展につなげることを目指しています。	神指
38	報酬・定数	市民の現状にてらせば、報酬・定数ともに削減すべきだ。	そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。	城西
39	報酬・定数	ボランティア精神も加味して定数25人くらい、報酬2割削減。	そういった意味では、今回のモデルが、会津若松市議会にとって、必要なものであり、議会機能を発揮するものといえるものです。	城西
40	報酬・定数	矢祭のように報酬額を下げれば、定数削減ではなく、増やすことができるのではないか。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	東
41	報酬・定数	市の人口減少や地域経済の動向など、10～20年先を見通しながら議会のあり方（報酬や定数）を検討すべきだ。	地域民主主義の実現ということを考え、議会はどうあるべきかを考えることは、休むことなく、継続して検討していくことが必要と考えます。	行仁

4 議員定数

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	定数	報酬は4年という任期があり、公務員と違い不安定なのだから今のままでよいのではないか。しかし、税金が下がることが判っていて、しかも人口が減ることも、また企業の撤退も噂されている。にも拘わらず、議員数を減らさないのは説明を聞いても納得できない。	今回の検討に当たっては、削減ありきという姿勢では臨まなかったところ。これは、議会改革は、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現を目指すものであり、両者は異なるということからきています。地域民主主義の実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するということです。そういったことから検討を重ね、その中では市民の皆さんのご意見もいただいてきたところでもあります。これらのご意見を踏まえつつ、議会として民意吸収機能や監視機能、政策立案機能といった議会機能の発揮できる議員定数の検討を行い、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	南
2	定数	議員定数は、実験に基づいて決めていただきたい。(1年目は10人、2年目は20人というような中で) 検討の中で結論を出すのではなく。	議員定数の検討に当たっては、まず10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会、現行の30人議会を設定し、検討をしてきました。その中では、少数議会は、民意の吸収力が低下し、それを背景とした監視機能、政策立案機能も低下することが指摘されたところ。その結果、本市議会として少数議会にする決め手はないとしたところ。また、議員の任期は4年となっておりますので、一年ごとに定数を変更することは、現実的に困難と考えます。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北会津
3	定数	60人の場合であれば民意が吸収できるということであるが、皆が同じ立場ではなく、20人の議員にスタッフとして3人付けて、グループ形態での活動はどうか。	議員は、公職選挙法により住民の選挙を受け、議員としての職務を遂行することとなります。そのため、議員の役割を異ならせるということは法律上できないものですので、ご意見のような手法は取れないということになります。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北会津



4	定数	<p>常任委員会を、6人×4委員会、プラス議長1人にすれば議員は25人でよいと思うのだが、検討しなかったのか。</p>	<p>30人と比較し、25人の場合を検討しましたが、議員5人減により、民意吸収機能は低下し、また多様な市民の多様な意見を背景とした行政の監視、政策立案機能も低下し、全体的に議会機能が低下することにつながるようになりました。</p> <p>その結果、25人案は除外すべきとなったものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	南
5	定数	<p>30人案になったとあったが、24人・25人でも議会は開ける。30人でなければならないことはない。市民に何人がふさわしいか耳を傾けるべき。</p>	<p>今回の検討に当たっては、削減ありきという姿勢では臨まなかったところです。</p> <p>これは、議会改革は、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の充実・実現を目指すものであり、両者は異なるということからきています。</p> <p>地域民主主義の充実・実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するということです。</p> <p>そういったことから検討を重ね、その中では市民の皆さんのご意見もいただいていたところでもありません。これらのご意見を踏まえつつ、議会として民意吸収機能や監視機能、政策立案機能といった議会機能の発揮できる議員定数の検討を行い、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。</p> <p>なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	日新
6	定数	<p>今は29人でやっている。やり方によっては、27人でも28人でもできるはずだ。選挙の時ばかり良い顔をしないで、議員を減らす努力をするべき。</p>	<p>現在29人での議会となっておりますが、29人・33人・30人のモデルで検討したように、それぞれのメリット・デメリットがあると考えます。</p> <p>そのため、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、議会改革の論理として、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを基本に、検討をし、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。</p> <p>なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	日新

7	定数	議員定数について、3案29人の考え方について。	定数の検討において、29人と30人の場合を比較・検討してきました。 その中では、議員間討議が可能かということで、29人・30人の場合とも、一委員会7人以上の委員となり、議員間討議は確保できますが、29人の場合、次のデメリットがあると考えられたところです。 ・30人と比較して、一人とはいえ、市民代表としての議員が一人減ることになるので、議会全体としての民意吸収機能が低下し、把握する民意の量・質が低下する。 ・30人と比較し、一委員会とはいえ委員数が一人少ないことから、様々な議員による多様性の点で、監視機能、政策立案機能が低下する。 といった点がデメリットとして考えられたところです。 そういったところから、29人と30人を比較し、29人の場合は、市民代表という人的資源を失うことになり、議会機能の向上にはつながらないと考えられたところです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北
8	定数	1名がいなくなって支障をきたすのか。	議員は、地域民主主義の実現として、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを目指しており、そのために議員定数があると考えております。そこで、29人・30人・33人のモデルを設定し、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北
9	定数	29人と30人は同じようなものではないか。	現在の法律では、地方自治法に人口規模に応じた議員定数の上限が規定されているのみであり、定数の考え方というものは明らかになっていない状況です。 そういったところから、今回の検討では地域民主主義の実現という、討議できる議員数ということを中心に検討を加え、その中では市民の皆さんのご意見や学識経験者の指導・助言をいただきながら検討をしてきたものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	神指
10	定数	地区に議員がいないと困る市民が出るから30人は最低でも必要という考え方はおかしいのではないか。	現在の法律では、地方自治法に人口規模に応じた議員定数の上限が規定されているのみであり、定数の考え方というものは明らかになっていない状況です。 そういったところから、今回の検討では地域民主主義の実現という、討議できる議員数ということを中心に検討を加え、その中では市民の皆さんのご意見や学識経験者の指導・助言をいただきながら検討をしてきたものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	南
11	定数	そもそも国会議員の数が多。自治体ごとに定数を定めるべき。定数を定める根拠とか定理のようなものはないか。	現在の法律では、地方自治法に人口規模に応じた議員定数の上限が規定されているのみであり、定数の考え方というものは明らかになっていない状況です。 そういったところから、今回の検討では地域民主主義の実現という、討議できる議員数ということを中心に検討を加え、その中では市民の皆さんのご意見や学識経験者の指導・助言をいただきながら検討をしてきたものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	南

12	定数	報酬や定数のいくらかいいかなどというのは正解がない。議員は御用聞きであるべきなのにそれを行っていないから、高いだの多いだのといわれる。御用聞きをやらない政治家は要らない。定数の根拠として、大学の先生の考えをもらって、7人から8人というが、3人ぐらいでもできるはずだ。大学の先生はわかっていない。認識が間違っている。	今回の検討については、平成20年8月の市民との意見交換会における議員の活動がみえない、議員報酬、議員定数は削減すべきとの意見から、検討を始めたものです。その検討にあたっては、地域民主主義の実現、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することによって、行政改革、さらには市政発展に寄与することを念頭に検討してきました。その意味では、単なる御用聞きではなく、各層の多様な市民意見を背景に、行政を監視し、政策提言をしていくことが求められているものと考えます。それには、民意を吸収する議員定数というものがあると考え、またその意見を背景とした議員間討議が必要であり、その結果を議会の意思として明らかにすることが重要であり、そのための議員定数モデルを設定したところです。その検討に際しては、学識経験者の考え方も参考とさせていただいたものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	大戸
13	定数	一人の議員が2つの委員会に所属することができるのではないかと。そのようにして定数を減らすことができるのではないかと。	一人の議員が2つの委員会に所属した場合、一人で二人分の議員活動をする事になると考えられます。その場合、議員活動換算日数モデルが169日となっておりますので、単純計算では倍の338日の議員活動となり、議員一人の活動量の限界を超えてしまうものと考えます。また、30人の半分として15人の議会とした場合、多様な市民の多様な意見を議会に反映させることができるのかという問題もあります。以上から、一人の議員が2つの委員会に所属することで議員定数を削減することは、少数議会の検討で確認したように、議会機能の低下につながるものと考えられます。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	大戸

14	定数	定数の算定に疑問。委員会の人数は少なくとも7人は必要だといわれたが、常任委員会の数を減らせばいいことで、定数はもっと減らせるのではないか。	本市議会では委員会中心主義を採っており、現在4つの常任委員会があります。議員定数の検討に当たっては、この委員会で議員間討議ができることを基本に検討してきました。その結果、一委員会7人～8人が妥当という結論に至り、政策討論会全体会で協議した結果、現行の30人案ということになったものです。ここで、委員会数については、議会制度検討委員会の検討事項ではなかったため、その検討は行わなかったものです。その後、政策討論会全体会で議員定数の検討をした際に、委員会を減らすことも考えられるのではないかという意見もありましたが、現在の委員会の所管事務量を考えると、単純に減らすことはできないとの意見もあり、委員会数については、別途検討すべきとなったものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	謹教
15	定数	一人削減の例があるが、削減するなら5人ぐらい削減すべき。議会は単なるパフォーマンスをしているだけではないのか。	今回の検討に当たっては、削減ありきという姿勢では臨まなかったところです。これは、議会改革は、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の充実・実現を目指すものであり、両者は異なるということからきています。地域民主主義の充実・実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するということです。そういった視点から検討を重ね、民意吸収機能や監視機能、政策立案機能といった議会機能の発揮の面から検討し、政策討論会・全体会の協議の結果、現行定数30人案と決定したものです。今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	東

16	定数	定数で29人・30人・33人の根拠は人口比率的なものか。	29人・33人・30人の案については、まず、10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会、現行の30人議会とを、メリット・デメリットの点から検討し、現行30人規模が残ったものですが、この30人規模にも、幅があるのではないかという委員の提案があったことから、民意吸収機能、監視機能、政策立案機能の議会機能を高めることができる定数の検討モデルとして、29人・33人・30人を設定し、検討を加えることとしたものです。 その結果、いずれの場合も議会機能のメリット・デメリットがあり、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	行仁
17	定数	過去にも32名から30名にしたなどの定数削減があったが、今回の検討はそれとは違うのか。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、議会改革の論理として、地域民主主義の実現ということから、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを基本に検討をしています。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	大戸
18	定数	なぜ30人程度も議員が必要か。	議員定数については、29人・33人・30人のモデルを設定し、議会機能の発揮という面から、メリット・デメリットを検討してきた経過にあります。 この議会機能とは、民意を吸収し、それを背景とした監視機能や政策立案機能であり、それらの機能を発揮するためには、議員間討議が重要であることから、この議員間討議ができる人数として定数を考えてきたものです。 その結果、いずれの場合も議会機能のメリット・デメリットがあり、多様な議論が望ましいとの観点から、政策討論会・全体会で協議した結果、30人案となったものです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	謹教
19	定数	30人の定数は合併協議会で決めたのか。	合併協議会では、当初在任特例ということから、平成19年4月の改選までは合併町村の議員を含めた議員数を定数として、最大61人の議員がおりましたが、平成19年4月の改選時からは30人となったものです。	謹教

20	定数	<p>最終報告書案では定数について3案が併記され、全体会で賛否を問うたとのことだが、それぞれの案に対する賛成者数を合計すると、現在の議員数と合わないのはなぜか。また、6×4委員会では24名の案がなぜ出なかったのか。32名に賛成者がいなかったのも疑問だ。</p>	<p>採決の内容については、29人に賛成:5人、30人に賛成:19人、33人に賛成:0、全部の案に反対:3人、退席1人と採決に入らない議長となります。24人の検討ですが、一委員会6人となり、議会の生命線である議員間討議が充実しないこと、さらに民意を背景とした多様な議員が少ないことから、監視機能、政策立案機能の低下が懸念され、検討から除外となったものです。</p> <p>32人については、そこに議長をプラスすると、33人の場合となり、政策討論会・全体会での協議の結果、賛成者がいなかったものです。</p> <p>なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	大戸
21	定数	<p>議員定数は多いほうがよい、活動費と議員定数との関係、削減ありきはおかしいと思う。</p>	<p>今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現である、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展に資することが必要であるとしています。</p> <p>そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。</p> <p>そういった意味では、今回のモデルが、会津若松市議会にとって必要なものであり、議会機能を発揮するものといえるものです。</p> <p>なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	河東

22	定数	憲法と地方自治法に立つこと、二元代表制、規定、地方自治法、市長と行政、市民の代表の議会、緊張関係の中で市の政治を行う。緊張関係をどのようにしているのか、市民の生活と福祉を守り抜くこと、それで議会の構成を直し、議員定数、報酬をそこから考えるべき、できたら市民の声を反映させるためには議員を多く選出させること、減らせば民意吸収が低くなる、市民の生活を守る、この活動を続けること、ただ単に議員を減らすことではない。	今回の検討は、平成20年8月の第1回市民との意見交換会で市民の皆さんからいただいた、議員はどのような活動をしているのかわからない、議員報酬や議員定数、政務調査費は削減すべきのご意見があり、一方では議会基本条例制定による新たな取組、市民との意見交換会に対する、いわゆる叱咤と激励をいただいたところから、検討を始めたものです。 その検討の際には、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の充実・実現を目指すことを念頭に取り組んできたところです。 地域民主主義の充実・実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するという事です。 こういった観点から検討をし、今回の最終報告案となったものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	鶴城
23	報酬・定数	議会の結論はそのまま受け止めざるを得ないが、大方の市民の意見は削減であり、引き下げにある。あとは議会の良識だ。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現である、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展につなげることを目指しています。	神指
24	報酬・定数	市民の現状にてらせば、報酬・定数ともに削減すべきだ。	そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。	城西
25	報酬・定数	ボランティア精神も加味して定数25人くらい、報酬2割削減。	そういった意味では、今回のモデルが、会津若松市議会にとって必要なものであり、議会機能を発揮するものといえるものです。	城西
26	報酬・定数	矢祭のように報酬額を下げれば、定数削減ではなく、増やすことができるのではないか。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	東
27	報酬・定数	市の人口減少や地域経済の動向など、10～20年先を見通しながら議会のあり方（報酬や定数）を検討すべきだ。	地域民主主義の充実・実現ということを考え、議会はどうあるべきかを考えることは、休むことなく、継続して検討していくことが必要と考えます。 そのようなことからいえば、今回の検討は、一過性のものでなく、市民福祉の向上を目指し、さらなる努力を続けていくことが必要と考えております。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	行仁

5 政務調査費

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	政務調査費	議員報酬は750万円で定数は30人でよいと思うが、政務調査費を廃止又は削減できないか。	政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するもので、安易に削減することになれば、議員活動に支障がでる恐れがあります。 また、政務調査費の額については、平成20年6月に議会基本条例を制定して以降、さまざまな議会・議員活動に取り組んできているところであり、一定の額は必要と考えたところです。 しかしながら、その額については、そのときどきの財政状況や社会経済情勢を考慮しながら対応してきているところから、各派代表者会議で予算編成にあわせて検討をお願いするものです。 そのため、現実問題として、予算の枠もあることから、現行の35,000円としたところです。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	一箕
2	政務調査費	各会派の用途について、ばらばらの支出であり、おかしい。	政務調査費は会派に交付することとなり、その用途については会派によって決められることとなり、そのため、会派ごとに支出項目が異なることとなります。 なお、政務調査費は、議員の調査研究に資する経費の一部に対して交付されるものでありますので、その用途については、その目的に十分かなうよう、今後も適正な使用に努めていくものです。 その際には、裁判例や他自治体の監査報告なども参考としながら取り組んでいくものです。	河東
3	政務調査費	項目別明細をきちんとしてもらいたい。特に一人会派について。	政務調査費の支出ごとに支出の内容を明らかにすることとして、領収書の添付が必須となっています。項目別明細については、その内容により明らかにしているところですし、それに加えて、領収書の添付だけではなく、政務調査費の支出が妥当かどうかまで、各会派で確認をしながら支出をしているところです。	河東
4	政務調査費	領収書の添付はどうなっているか。	なお、政務調査費の用途については、その目的に十分かなうよう、今後も適正な使用に努めていくものです。 その際には、裁判例や他自治体の監査報告なども参考としながら取り組んでいくものです。	鶴城



5	政務調査費	政務調査費の領収書などはどうなっているのか。返金の多いところもあるが。	政務調査費の支出ごとに支出の内容を明らかにすることとして、領収書の添付が必須となっています。項目別明細については、その内容により明らかにしているところですし、それに加えて、領収書の添付だけではなく、政務調査費の支出が妥当かどうかまで、各会派で確認をしながら、支出をしているところです。 なお、政務調査費の使途については、その目的に十分かなうよう、今後も適正な使用に努めていくものです。 その際には、裁判例や他自治体の監査報告なども参考としながら、取り組んでいくものです。 また、政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付していますので、年度末に残額が生じたときは、返還することとなっています。	神指
6	政務調査費	政務調査費の監査はどうなっているか。	政務調査費の適正な使用を図るため、議長は収支内容の報告に基づいて、必要な調査を行うこととしています。また、会派内においても、その使途が妥当かどうか確認を行っております。 政務調査費の使途については、その目的に十分かなうよう、今後も適正な使用に努めていくものです。	神指
7	政務調査費	復命書はだすのか。	政務調査費を使つての行政調査や研修などの場合は、まず計画書を提出し、調査後や研修後にその内容を記載した復命書を提出することとなっています。 なお、その調査結果については、市政発展に反映させるべく、今後も政務調査費の目的に沿った使用に努めていくものです。	神指
8	政務調査費	公開請求はあるのか。	年に1件程度あります。 なお、閲覧資格を満たす場合には、議会事務局において閲覧が可能となっております。	神指
9	政務調査費	法律だけでも大変である。行政の監視機能、行政はわけのわからない表現を行っている。政務調査費3万5千円で足りるのか。	政務調査費の額については、一議員あたり一月35,000円、年間42万円を会派に所属する議員数に応じて、会派に交付され、その範囲内で調査研究を行うこととなります。総額としては、1260万円ということになります。 政務調査費の必要性については、調査研究が住民福祉の向上と市の発展にどれだけ貢献しているのか、そのために、何に、どれだけ、どのように支出したのか等によって評価することが必要と考えています。 一議員あたりの調査研究費は、議会基本条例制定以後、議会・議員の活動は活発化してきており、そのための経費は増加傾向にあると考えています。 そのような状況ではありますが、現在の市の財政状況を考慮すれば、現在の予算の範囲内で対応していくものです。 なお、政務調査費については、今後も、市政発展に反映させるべく、その目的に沿った使用に努めていくものです。	鶴城
10	政務調査費	政務調査費は少ないのではないのか。	政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付していますので、年度末に残額が生じたときは、返還することとなっています。	湊

## 6 検討プロセス等

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	検討プロセス	リアルタイムでの議論を聞きたい。最終的にどのようなになったかが、市民にとっては経過が聞きたいし大切な事である。	今回の報告では、議会としての意思決定内容に基づいて報告をしていますので、個人的な意見や議論をするものではないと考えています。 なお、議会の議論の経過等については、議会の動きを伝えるものとしてお答えできます。 また、今後は、リアルタイムでの議論ということでは、インターネットによる映像配信に取り組むことも必要と考えるものです。	鶴城
2	検討プロセス	議会改革に当たっては、市民感情こそ大事だということを肝に銘じて欲しい。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現である、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展につなげることを目指しています。 そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。 そういった意味では、今回のモデルが、会津若松市議会にとって、必要なものであり、議会機能を発揮するものといえるものです。 なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	城西
3	検討プロセス	会津若松市の経済状況から見て反対意見が今日は多いと感じる。決定ではないと聞いて安心したが、ぜひもう一度検討しなおして欲しい。市民の意見に応じて欲しい。	今回の検討に当たっては、削減ありきという姿勢では臨まなかったところです。 これは、議会改革は、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の充実・実現を目指すものであり、両者は異なるということからきています。 地域民主主義の充実・実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するということです。	南
4	検討プロセス	市民の意見をきいて、議会内でさらに検討するののか。	そういった観点から検討を重ね、その中では市民の皆さんのご意見もいただいてきたところでもあり、これらのご意見を議会として受け止め、議会機能を発揮する姿を求めてきたものです。 今回のご意見についても、議会として集約・整理し、議会として受け止め、今までの検討経過を参酌しながら、最終報告を取りまとめていくものです。	城西
5	検討プロセス	定数・報酬の件は、これで結論なのでしょう。	なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	北会津

6	検討プロセス	決定ではないということだが、10月25日「最終案の決定」とあるがこれはどういう意味なのか。	今回の市民との意見交換会にあたって、議会制度に関する検討内容を市民の皆さんに示すためには、議会としての考えをまとめることが必要であり、そのための案としてまとめたということです。今後は、市民の皆さんからいただいた様々なご意見を議会として集約・整理し、受け止め、今までの検討を参酌しながら、議会としての最終決定をしていくものです。	南
7	検討プロセス	検討した結果、何も変わらない。数字合わせだという市民の声もあるがどうか。	今回の検討に当たっては、単なる行革の論理による最小の経費で、最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の実現である、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展につなげることを目指しています。そこでは、議員活動とはどういうもので、その活動量から議員報酬はどうあるべきか、また、議会機能を発揮する議員定数がどうあるべきかを様々な観点から、検討してきたものです。そういった意味では、今回のモデルが、会津若松市議会にとって、必要なものであり、議会機能を発揮するものといえるものです。なお、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	大戸
8	検討プロセス	江藤先生からの具体的指示はなかったのか。その中身は、先生からの意見をいただいてから討論を交わし、先生の納得や了解を得たものなのか。	様々なご指摘をいただいたところです。その中で、特に重要と考えましたのは、議会改革の論理は、最小で最大の効果を求める行革の論理とは異なり、地域民主主義の実現にあるというものです。また、議員報酬や議員定数の検討は、今の議員の議員活動を保障するためのものということではなく、将来の議員になろうとする人の議員活動の保障をするためのものでもあり、市民誰でもが議員になることができるようにするための議員報酬や議員定数を考える必要があるという指摘もあります。この指摘は、市民が議員として政治に係わることを保障するという開かれた議会という意義を有しているということでもあり、今後こういった議会制度の検討を行う上でも大変重要な視点であると認識しているところです。	日新

9	検討体制	議会制度検討委員会のメンバーの公募の仕方基準は、その委員会の中身は。	<p>市民委員については、広報議会やホームページで公募をした経過にあります。応募の際には、その動機を提出していただきました。そして、応募のあった2人に委員をお願いしたものです。</p> <p>委員会構成については、会派からの代表者として7人の議員と、公募による市民委員2人の9人で構成しています。</p> <p>また、公募の市民委員2人の方には、市民の立場から様々なご意見をいただいております。例えば、議員活動の検討の中で、女性委員からは議員はもっと市民の意見を汲み取って欲しい、男性委員からは青年会議所のアンケートから議員に求められているのは、やはり市民の意見を吸い上げて欲しいというものがあったと、というようなご意見をいただいております。</p>	北会津
10	検討体制	制度検討委員会の市民の数が少なすぎるのではないか。	<p>議会制度検討委員会では公募の市民2人の参加となっておりますが、この2人の方には、市民の立場から様々なご意見をいただいていた経過にあります。</p> <p>また、そのほかに市民の皆さんのご意見を把握するために、市民との意見交換会を開催し、市民の皆さんから多くのご意見を頂戴してきた経過にあります。</p> <p>これからも、多様な市民の多様な意見を把握するためにも、様々な機会を捉えながら、議会・議員のあり方について継続して研究し、市民と一緒に考えていくものです。</p>	神指
11	検討体制	公募の方の任期はどうなるのか。	市民委員の任期については、今回の検討の結果がまとまるまでの間、お願いをしているものです。	神指
12	検討体制	市民が2名、議会30名では2対30になって保守的になりがち。第三者機関に委ねるという方法があったのではないか。身内びいきにならないように、自分たちのことを自分たちで決めるのは良くない。はじめから答えありきと思われても仕方ないのではないか。	<p>第三者機関の検討はどうかということですが、今回の検討は、議会・議員活動からはじまり、それに対する議員報酬や政務調査費、議員定数を検討するとしておりますので、議会自らが検討すべきものとしたものです。</p> <p>その際、議員だけの検討だけではなく、市民の意見も必要ではないかということから、公募による市民委員を委員会に加えることとしたものです。</p> <p>そのほかにも市民意見を把握するためにも、この市民との意見交換会を開催し、市民の皆さんと意見交換をしながら、考え方をまとめてきているところでもあります。</p>	南
13	検討体制	第三者の審議による議案を議会が審査するというのが本筋ではないのか。	<p>なお、議会基本条例では、附属機関を設置することが可能となっておりますので、議会としての第三者機関の設置可能性も含め、今後の検討課題と考えているものです。</p>	謹教

14	取組評価	名古屋市長がやっている、ああいった流行的なものに対して、会津若松市議会議員としてはどう思うのか。	市長と議会という二元代表制は、お互いが対等な機関として市政の発展に努めることが求められています。 その中で、議会には市政執行の監視や政策提案を行うことが求められますが、その際は、議員一人ひとりがバラバラに対応するのではなく、議会として一つにまとめることが必要となります。 そのためには、議会は、住民の意見を聞き、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することが重要となります。現在、会津若松市議会は、政策形成サイクルによりその取組をしているところですが、今後とも、市民との意見交換会などを通じて、多様な市民の多様な意見を後ろ盾としながら、議会として一つにまとまり、市長に対して、より効果的で、実効性のある監視や政策提案をしていきたいと考えています。	日新
15	取組評価	今日の話聞いて、反面期待が持てた。名古屋市のように市長と議会が対立するようなマネはやりたくないで欲しい。		日新
16	取組評価	名古屋市・阿久根市の問題がある。市長の横暴を止めることが議員の役割でもある。皆さん頑張ってもらいたい。		鶴城
17	取組評価	資料はよくできている。全部読めば理解できるから、もっと詳しく説明すれば書いてあるようなことに対して質問は出なかったのではないか。	市民との意見交換会では、限られた時間の中で、議会の取組について報告をすることになりますので、詳細にわたって説明をすることが困難な面があります。しかしながら、市民の皆さんによりわかりやすく説明し、ご理解を得ることが重要でもありますので、今後ともよりわかりやすい説明に努めてまいります。	日新
18	取組評価	議員30人がよく勉強して決めたので、素晴らしいと思う。	今回の検討は、平成20年8月の第1回市民との意見交換会で市民の皆さんからいただいた、議員はどのような活動をしているのかわからない、議員報酬や議員定数、政務調査費は削減すべきのご意見があり、一方では議会基本条例制定による新たな取組、市民との意見交換会に対する、いわゆる叱咤と激励をいただいたところから、検討を始めたものです。 その検討の際には、行革の論理による最小の経費で最大の効果という効率性の追求ではなく、地域民主主義の充実・実現を目指すことを念頭に取組んできたところです。 地域民主主義の充実・実現とは、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するということです。 こういった観点から検討をし、今回の最終報告案となったところです。 なお、今回の取組を一過性とするものではなく、今後とも、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	日新

19	取組評価	議会制度検討委員会の委員や自分たちが選んだ議会議員が25回も検討したのだから、最終案の決定は尊重すべきだ。	議会制度に関するこのような検討を行ったのは、全国でも唯一会津若松市だけと思います。今回の市民との意見交換会でも、市民の皆さんから様々なご意見をいただいておりますので、これらのご意見を議会として集約・整理し、受け止め、今までの検討を参酌しながら、議会としての最終決定をしていきたいと考えております。	南
----	------	-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

7 その他

No.	項目	ご意見・ご感想等の趣旨	考え方	地区
1	全体	地方自治法の中で法律を論じることが必要であるが、会津若松市の独自の考え方をしても良いのではないか。	<p>今回の「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」については、全国どこの自治体も検討をしたことはなく、会津若松市議会独自の考え方ということがいえます。</p> <p>議員定数の上限については地方自治法で規定されておりますが、議員活動や議員報酬、議員定数等の考え方については、法令上何らの規定がないのが現状です。</p> <p>そのためもあり、議会・議員活動とは何か、議員報酬・議員定数はどうやって求めるかなどの検討を様々な文献や学識経験者の力を借りながら行ってきたところです。</p> <p>「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」の検討は、今回で終わりということではなく、今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	北会津
2	手続	特別職報酬等審議会での審議は、事務局側が用意したとおりの結果に決まってしまう。隣近所の自治体と大体同じになってしまう。それはやるべきでない。	<p>議員報酬の考え方として、その基礎をどこに求めるかということは重要な問題と考えます。</p> <p>そのため、同じ住民の選挙により選ばれる公選職である議員と市長は、市民に対して同じ責任を有しています。</p> <p>このことから、市長の給料月額を基礎とすることが理論的であるとして、議員報酬モデルを求めたものです。</p> <p>なお、特別職報酬等審議会の審議がある場合には、議会として今回の内容を情報提供していきたいと考えています。</p>	謹教
3	その他	協働型議会の説明を。	<p>協働型議会とは、会津若松市議会基本条例第2条に規定している議会の活動原則のもと、市長に対する監視機能及び政策立案機能を持つと同時に、住民自治を促進し、議会への市民の直接的な参加を組み込み、市民に開かれた議会であると考えています。</p> <p>これは、住民の意見を聞き、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するという、地域民主主義の実現につながるものと考えています。今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	鶴城

4	その他	議会改革の一番のよりどころにしているのは。	<p>地域民主主義の実現と考えています。これは、住民の意見を聞き、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現するというものであり、その結果、市民福祉の向上と市政発展に寄与することになるものと考えています。</p> <p>今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。</p>	鶴城
5	その他	議員の役割、政策提案作り、陳情、請願の取り扱いですが、民意をどのように市政に反映するのか。	<p>議会は議決機関であり、直接行政を行う執行権はないものです。しかし、議会は、市民の代表である議員で構成され、住民の意見を聞き、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することから、市長の監視を行い、政策提案などを行うこととなります。これが議会・議員としての役割となり、地域民主主義の実現につながるものです。</p> <p>この監視や政策提案については、市民の民意を把握し、それを背景として議会としての意思を明らかにすることとなりますので、市民との意見交換会や陳情、請願などの市民の意見は大変貴重なものであり、今後とも、市民の意見を後盾とした取組をしていくものです。</p>	鶴城
6	その他	議会として説明、発言者はすべて議会の議員の意見としてとらえてよいのか。	<p>意見交換会の主催は、議会であり、一議員の主催するものではないことから、議員個人の意見を述べるものではありません。意見交換会における議員の立場は、議員個人ではなく、議会を代表して出席しているものでありますので、議会の構成員としての発言となります。</p> <p>そのため、今回の報告については、議員間討議をし、その結果を市民に示していますので、議会としての意志を表しているものです。</p> <p>なお、そこに至るまでには、当然に賛成・反対の議員間討議がありますので、その経過についてお答えすることは可能です。</p>	鶴城
7	その他	議会に提案権はあるのか。	<p>議案としての提案ということであれば、地方自治法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者と連署し、その他意見書案、地方自治法第120条による会議規則案については3人以上の賛成者と連署して、提出することが可能です。</p> <p>さらには、委員会としても議案を提出することが可能となっています。</p> <p>ただし、予算を調製し提案することはできないものです。</p>	謹教



8	その他	議員が専門職ということになれば、一般の人は議員になれないということか。	議員を専門職と位置付けている訳ではありません。議員は、市民感覚を持ちながら、執行機関を監視し、政策を提言するなどの専門性が求められると考えています。 そういう意味では、議員は、専門職ということではなく、様々な分野の専門性を有した市民が、住民による提言を市民感覚で討議し、調整する、市民性と専門性を併せ持ったものと考えています。 今後も、社会経済情勢、財政状況を踏まえつつも、議会・議員のあり方を継続して研究し、市民と一緒に考え、議会が生まれ変わっていく姿をよりわかりやすく説明しながら、地域民主主義を実現し、住民福祉の向上に努めてまいります。	河東
9	その他	現在の議員で兼業している方は何人いるのか。	現在、18人です。	城北
10	その他	議会で議案が否決になることはなく、当局と馴れ合いになっているのではないか。	議会としての意思決定をするには、議員間討議が重要であると考えています。 この議員間討議を通じて、議会は市長の提案に対し、多様な市民の多様な意見を背景に、市長への監視と政策提案を行うこととなります。そのため、市長が提案したこと何の異論もなく賛成しているということではありませんので、そこに至るまでの経過についてもご覧いただきたいと思います。 なお、今後とも、市長と議会という二元代表制のもと、議会の役割としての監視機能や政策立案機能の発揮に向けて取り組んでまいります。	城西
11	その他	資料の「例えば議員定数を減らした分を・・・」の部分は削除したほうがよい。	夕張市が財政破綻した理由は、議会の長に対する監視機能が果たされなかったためと考えられていることを説明するための例示として記載したものですので、ご理解をお願いいたします。なお、市民の皆さんに、よりご理解いただけるよう、よりわかりやすい説明資料の作成に努めてまいります。	北
12	その他	職員数は減らしているのに、議員数は減らないと職員が言っている。議員の費用弁償は本当になくなったのか。	本会議や委員会の出席に際して支給されていた費用弁償は、平成19年に廃止となっております。	神指
13	その他	議会の調査費はどれほど予算化しているのか。それは十分な調査ができるほどか。	二元代表制の一翼を担う議会として、執行機関に対する監視、政策提案を行うこととなりますが、そのための活動を支えるものとして議会費があることとなります。 その額は平成22年度当初予算として、人件費を除き38,256千円となっており、この範囲内で活動を行うこととなります。 この予算の範囲内で、住民福祉の向上を目指すべく、議会としての活動を行っていくものです。	行仁

14	その他	議員年金の廃止について説明を求めめる。	議員年金は廃止される方向と伺っています。今回の検討にあたっては、議員年金は全く別の制度であり、それを含めての検討はしていないものです。	河東
15	その他	議員年金も廃止されるようだが、その事も加味して議論してきたのか。		城北

## 第13 政策討論会・全体会の検討結果

### 1 最終報告について

第6回市民との意見交換会での市民意見を集約、整理し、議会として受け止め、とりまとめた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告について」が、議会制度検討委員会から政策討論会・全体会に対し報告があったので、平成22年12月2日に全体会を開催し、会津若松市議会としての最終報告とすることについて討論・採決を行った。その内容については、次のとおりである。

#### (1) 討論

##### ① 反対

- 1) 今回、議会制度検討委員会において取りまとめられた最終報告案、「現行の750万円、30人、月額1人当たり35,000円」とするとのことであるが、市民との意見交換会の場に来られなかった多くの市民の声なき声、サイレント・マジョリティと言われる人たちの意見の多くは、私が聞いたところでは、議会議員の報酬の削減であり、議員定数の削減である。

個人的には安易に機関意思を民意に委ねることは危険であると考えてはいるが、議員報酬、定数に関しては、民意に従うべきであるということから、最終案には賛成できず、報酬の引下げ、定数に関しては25人が適正であると考えていることから反対する。

- 2) 第6回市民との意見交換会を通して指摘されたのは、議会機能という面だけではなく、現在の人口の減少、財政の状況や地域経済の状況など、そういうものも加味した中で、議員の報酬や定数を決めていくべきではないかというものである。

特に人口に関しては、前回の平成19年の改選時は、13万人を超えていたと思う。合併時には13万2千人であり、それから毎年1千人ずつ人口が減少している。現在12万7千から8千人ぐらいだと思う。人口減少に伴い議員数も検討していくべきだと思うし、人口減少からすれば、やはり1名の減というのは、止むを得ないと思う。29名、33名については、機能的に理解ができる。ただし、30名は、ただ現状だというだけであり、機能的な検証の結果からは30名という数字は出てこない。結果、30名については根拠がなく、それらを加味して、定数については29名にすべきであり、反対する。

- 3) 議会制度検討委員会で28回検討を重ね、市民との意見交換会でも5回提案をしてきた。しかし、市民の声は厳しいところがある。それに対して議会は、一所懸命、丁寧に議会が自ら改革していこうという姿勢で臨み、研究、検証を重ねてきた。その議会制度検討委員会の方向性については、何ら問題はない。

ただし、定数については、定数の一番の根本の議論である、委員会中心主義の中での政策討議、議員間討議の最低人数である7人が基本となり、その7人掛ける4プラス1の29人が、最も説明責任がつくと考える。

そして、市民が議会に対して求める大きな声に対して、28回やってきた最終案としてまとめるためには、議員定数を現行維持ではなく、29人で説明責任を果たすことが最も理論にかなう。また、市民の声にも応える、我々

の活動も行う、同時に 29 人は現員数であることから、反対する。

- 4) 当然、市民との意見交換会の中では、このような結果になるだろうというのは当初から予想されていた。しかし、議会は、市民との意見交換会を通じて、市民が何を考えているのか、それを持ち帰って反映したいと、そういう真摯な態度に基づいて今日まで活動をしてきた。

今、この結果を見ると、議員報酬の場合、41 件中 27 件が下げるべきだと、圧倒的な多数で集約されている。下げるべきではないという意見は、1 件である。

市民との意見交換会に基づいて判断をするということになれば、当然市民の意見を最大限尊重し、その意に沿う形を十二分に取り入れた中で結論を出す必要がある。

しかし、その視点が全くない。これでは、市民との意見交換会というものが、議会における自己矛盾を引き出したに過ぎない。これでは、今後の市民との意見交換会の中で、市民に相手にされなくなる。もっといい方向で議会改革を行うことで始まったはずなのに、この結果では今後全く希望を持ってない。市民からはさらに批判が噴出する。この結論では、反対せざるを得ない。

また、定数の件についても、これだけの検討をしながら、現状維持では市民は納得しない。

市民との意見交換会の中で、いろいろな人の意見を聞いてきた。ある人は、これは最終報告案であり、結論ではないと伝えたところ、良かったと安心していた。市民が議員の求めに応じて、意見交換会に出て、本気になってやっているのに、取り上げられないということになれば、市民は議会に何の期待もしないとの意思表示もあった。市民との意見交換会を最大限尊重するのであれば、その結果を示すべきである。よって、この最終報告には、反対する。

## ② 賛成

- 1) 市民の様々な意見、議会の中の意見を、この最終案にまとめた議会制度検討委員会委員には心から感謝をする。

その最終報告の今後の取り組みの方向性の中で、この結論が今日で決まって終わりということではない、会津若松市議会がこれからもますます改革を進め、さらに市民の信託を受け、そして議会機能の充実に向けて委員会は議論していく。その中で民意、そして監視機能、政策づけを行いながら、市民とともにまちづくりを行う。そのためには、この議会基本条例をツールとした政策形成サイクル、そしてこの今後の取り組みの方向性、第 1 から第 4 まで示されたことをこれからスタートとして行っていく、これはもっともなことであり、最終報告に賛成する。

- 2) この最終報告案に至るまでの議会制度検討委員会における議員の報酬や定数のあり方について、これは市民との意見交換会の中において、議会として説明するためのツールをつくる、あるいは我々自身が根拠を探るところからゼロベースで始まったものであると理解している。

したがって、これは議会としての検証のためのものであり、決定とか、い

いわゆる我々の定数や報酬がどうなるというものではないという前提がある。

その上で、今、国においては議員定数の法定定数の上限を撤廃する考えもあるようであるが、地方自治法第 71 条では、人口要件を議員定数の根拠にしている。それは、人口に応じて議員の数が民意吸収のためには必要である、そういう大きな前提があるからと理解している。本市においては、将来の人口減少の予測等もあるが、市町村合併によって面積が増え、人口のみで民意吸収が図れるのかという課題も持っていると思う。その中で、逆に議員定数を増やすということも選択肢にあったはずである。そこで、本市が置かれている経済情勢、あるいは社会状況の中において、現行の 30 名をぎりぎりの線として議会制度検討委員会として結論づけたものであると理解している。

また、市民との意見交換会において、さまざまな定数削減や報酬削減の意見があった。それは事実であるが、議会制度検討委員会においては、そういった意見が多数出てくることの背景はどういう点にあるのか、この最終報告書の中において十分解明されている。

そして、その市民の誤解も含め、もっと見える形で今後の議会活動を行っていくという宣言もしている。これはまさに、議会として当然あるべき、目指すべき方向を示したものである。

その点において、市民に対しこれをしっかりと示し、議会・議員活動に対しての理解を深めていただくきっかけになると思う。よって、賛成する。

- 3) 私は、20 年勤めた会社を退社し、議員となった。議会活動、議員というのは、それだけ重要でウエイトの大きい仕事だと位置づけをした。

今回の議会制度検討委員会の中で、報酬、定数、政務調査費の議論がなされたが、特にこの報酬の件については、750 万円というものが一人歩きをしていると思う。750 万円というのは総額であって、そこから手取りというものがある。サラリーマンであれば総額支給があって、手取りがいくらなのか、いわゆる中身については、年金にせよ、社会保険にせよ、そういったものが引かれての手取り額になる。

例えば、私の場合、国民年金、国民健康保険、共済費といったことを加味すると、総額 242 万円が引かれる。そのことを市民との意見交換会の中で申し上げていくべきことでもあると思う。

その上で、定数についても、いわゆる多種多様な方が議員となり、いわゆる老若男女の方々が議員となって、市民の声を伺って、それを市政に反映していくという姿勢が大事であり、その老若男女の中には、子育て世代の若い世代も議会活動をやっているような筋道を残していくべきである。

そういった意味では、議会制度検討委員会の中で、今後の課題も明確になっており、最終報告に賛成する。

- 4) 議員報酬については、従来、明確な基準となるものがなかったと思う。従来、本市では部長相当職で決めてきた。その他には、決める要素として、類似団体の報酬等、あるいは近隣の都市の報酬、そういったものを参考にして決めてきたのが実態だと思う。

今回、本市議会では、そういったことから抜け出して、議員の仕事とは何か、議会のあり方はどういったことが適切か、そういったことも含めて報酬

の対象となる業務、仕事について検討してきた。これはまさに全国で初めてと思うし、極めて画期的なことであったと思う。マスコミから言わせれば、まさにパンドラの箱を開けたというような表現が使われたところもある。それだけに極めて大切なことをやってきたと、大いに評価をする。

ただ、定数については、まだ議論の余地が残ったのではないと思う。それは、定数の基礎になったのが、現在の本市議会の組織機構を前提にしたものと思う。しかし、全国的には通年議会を取り入れたところもあり、さらには地方自治法の改正により、複数の委員会に所属することが認められ、また、定数上限撤廃の動きもあるところである。

そういったところから考えると、現在の本市議会の組織機構が本当のあるべき姿、もっとも望ましい姿なのかということは、疑問ではある。

先ほどの先進議会の取り組み等を考え、現在の組織機構とは別にもっと望ましい組織機構というものを検討していく必要があるのではないか、そういう前提に立てば、今取って定数を動かす必要はない。それがなされた上で、再度定数を考えればよい。

報酬については、先ほどの報告にあったとおり、第三者機関に委託をして、再度議会の議決を得るとというのが望ましいと思う。

- 5) 今回の第6回の市民との意見交換会で変化が表れたということ、肌で実感している。議員自らが報酬とか定数を市民と語り合うというような場が今までなかった。

その中で、会津若松市議会は本当に市民の中に入って報酬の話をした。ある意見交換会を視察した他の市議会の議員は、「なんと恐ろしいことをやっているのか」と、会場を後にした。そういう中で、会津若松市議会のこの取り組みが本当に真実を市民に話し、その中で議会のあるべき姿を市民と一緒に模索しようとした。それが今回の報酬、定数に関する議会のあり方の検討だったと思う。

今回の検討結果、最終報告が100点満点だとは決していわないが、ともかく議会が動いて市民の中に入り、市民の意見を少しでも議会の土俵に乗せることができたという点では、今回28回の議会制度検討委員会、市民との意見交換会は大成功だったと断言する。

現実には、様々な厳しい意見もいただいた。これは当然であり、報酬モデル、活動日数モデルという、それらのモデルに対しての理解がまだ及んでいない市民の方も多し。それでも、間違いなく、今までと違う次元で意見を述べていた市民が、本当に議会の活動に理解を示してくれた。市民とともに歩むという会津若松市議会のあり方、せっかく生まれた芽をこれから大きく大きく育てていくべきである。まさしくゴールではなく、スタートしたという思いである。

そういう意味で、今回の段階では、最終報告をぜひ全会一致で通していただき、足りないところは今後のさらなる改革に委ねていきたいと思う。賛成討論とする。

(2) 採決

以上の討論があったことから、最終報告（案）について採決に付されたところ、賛成多数となり、本市議会の最終報告と決したところである。

※ 採決状況

賛成 21 人、反対 7 人

